

## 第2章 本市の墓地を取り巻く現況と課題

### 2-1 市域の概況

#### (1) 地勢

##### 1) 位置

本市は、北は北谷町、東は中城村、北東は北中城村、南東は西原町、南は浦添市に面しています。本市の総面積は16.69km<sup>2</sup>です。那覇市から北に12km、沖縄市から南に6kmの地点にあり、沖縄本島の主要市町村を結ぶ場所に位置しています。

図 2-1-1 宜野湾市位置図

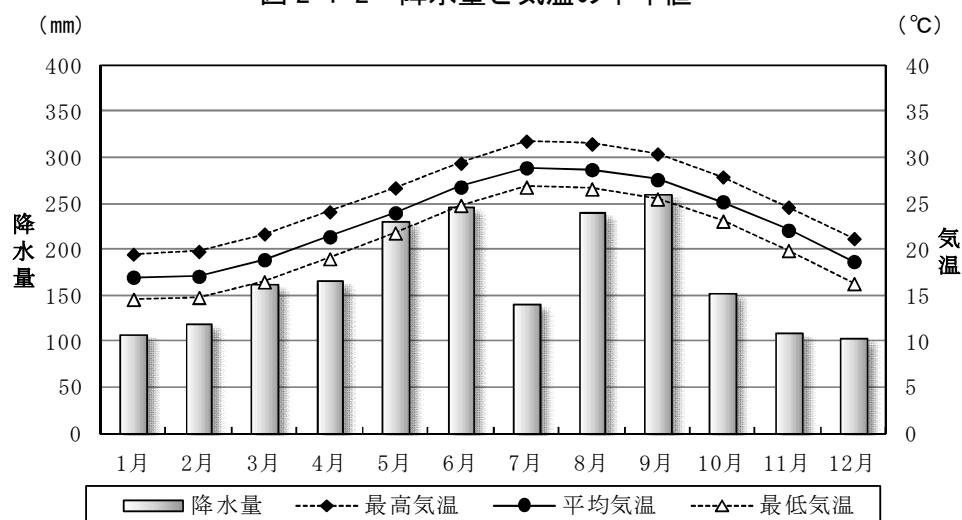


## 2) 気象・気候

本市が位置する沖縄本島は、高温多湿な亜熱帯海洋性気候帯に属しています。本市に近い沖縄気象台那覇の観測値によると、年間平均気温は23.1℃、降水量平年値は約2,041mmで、四季を通じて温暖で、春から夏にかけて雨量が多く、梅雨明けと共に長い夏が続きます。

温暖で降水量も比較的多いことから、墓地周辺の植物が繁茂しやすく、年間を通じ管理が必要であることがうかがえます。

図 2-1-2 降水量と気温の平年値



※沖縄気象台那覇（緯度：北緯 26 度 12.4 分 経度：東経 127 度 41.3 分）の観測値である。

出典：「気象統計情報（平年値）」気象庁ホームページ

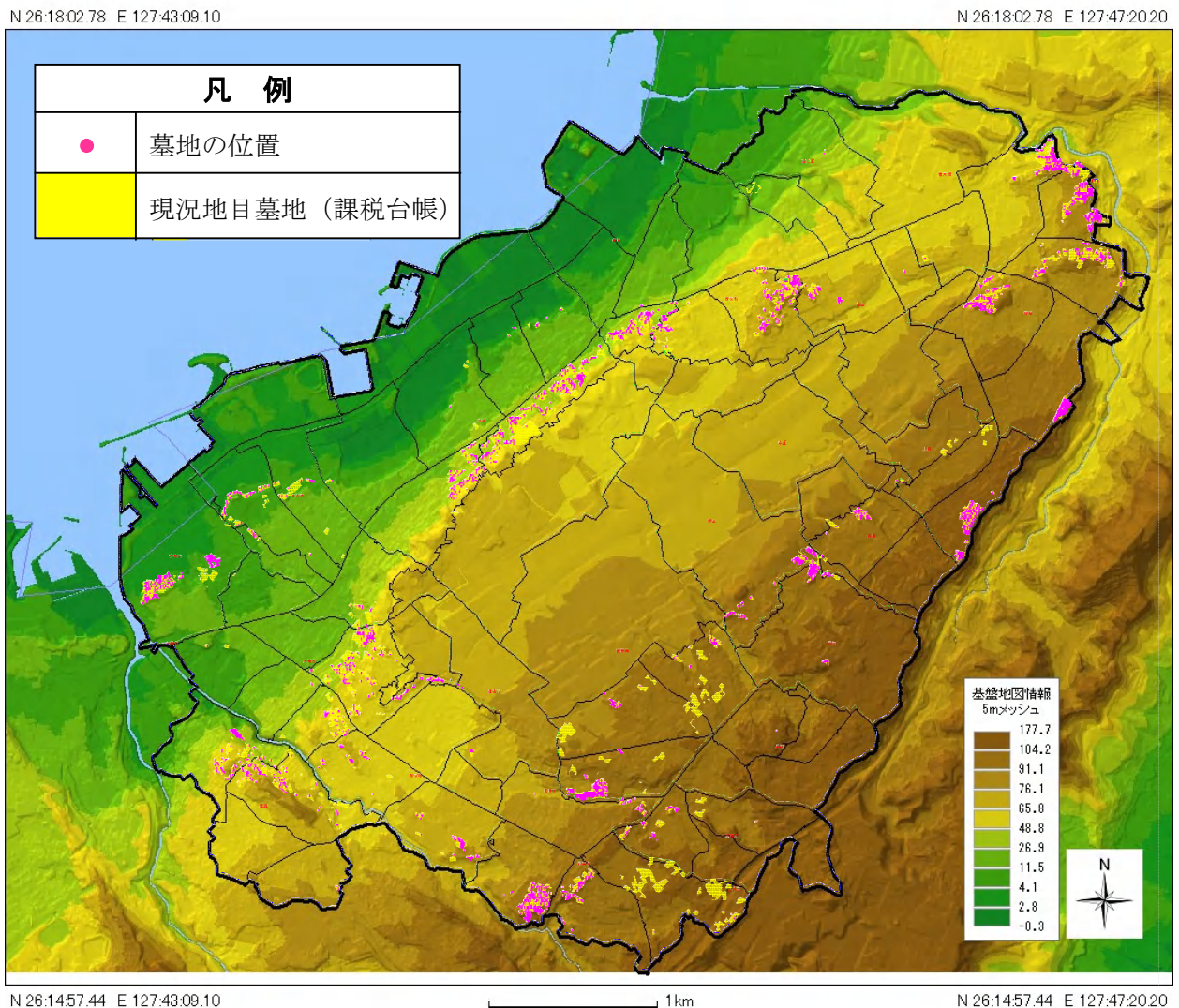
### 3)地形・地質

陸地は東西6.4km、南北が5.3kmのやや長方形を成しており、山岳が無く平坦な地形となっています。海岸線は低平坦で、国道58号以東は台地であり、米軍の飛行場となっています。西原町、中城村に接する東南部は110m及び130mの岳が点在しています。北谷町との境界に普天間川、浦添市との境界に宇地泊川があります。

地質は、大別して青灰色を成すシルト質粘土(クチャ)島尻層群と、これを不整合に覆う那覇累層中の石灰岩部層より構成されます。

墓地は、宇地泊に集積する墓地を除いて、比較的台地に多く分布していることがうかがえます。

図 2-1-3 地形・地質図



出典：「基盤地図情報（数値標高モデル）」国土地理院

## (2)歴史・風土

旧来沖縄では、風葬が主流であったため、亀甲墓等の墓室内には遺体を白骨化するまで安置する納室を設けていました。また、墓の形態としては、親族がひとつの墓を共用する「門中墓」が多く、一族を納めるために大きな墓が必要だったと考えられます。

しかし、戦後の火葬の普及、単一家族が入る「家族墓」の普及に伴い、墓の規模も小さい平地式の家型墓が主流になってきています。

墓をまつる年中行事の特徴として、旧暦3月に行われる清明祭(シーミー)等があります。

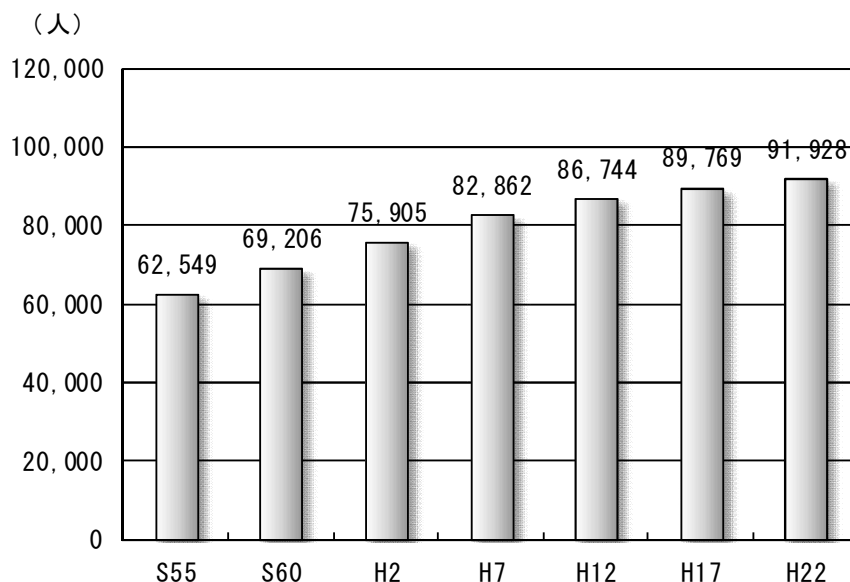
## (3)人口・世帯

### 1)人口

人口は、平成22年で91,928人となりました。近年では伸び率が緩やかになってきているものの増加傾向にあり、今後も人口が増え続けると予測されます。

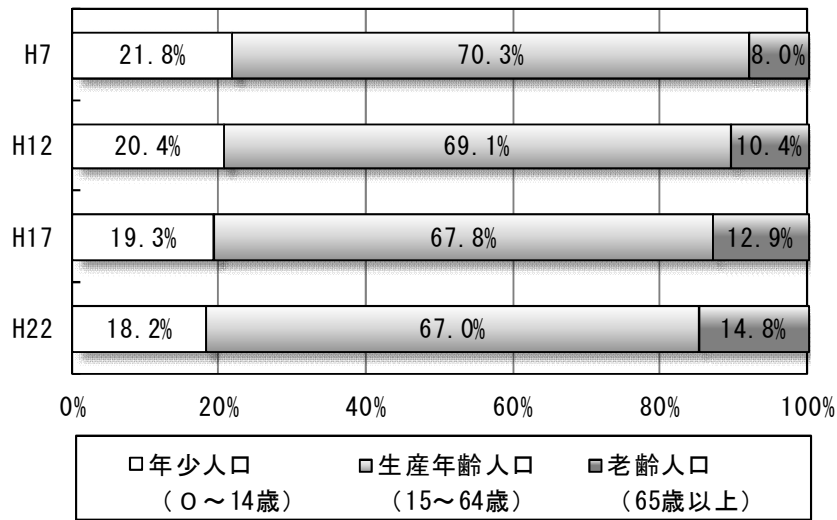
近年4年間の階層別人口構成比を見ると、年少人口(0~14歳)の減少、高齢人口(65歳以上)の増加が見られ、少子高齢化が進行しています。

図 2-1-4 人口推移



出典：「国勢調査」(昭和55年～平成22年) 総務省

図 2-1-5 階層別人口構成比

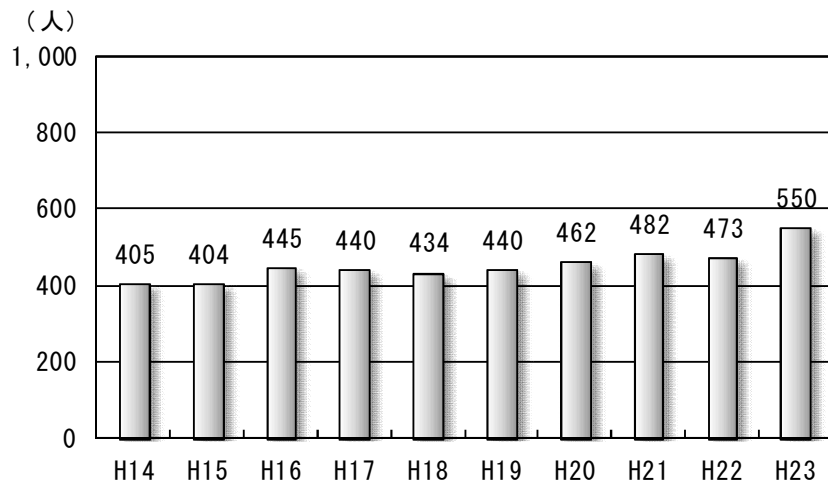


出典：「国勢調査」(平成7年～平成22年) 総務省

## 2) 死亡者数の推移

死亡者数は、人口増加に伴って増加傾向にあり、平成23年には500人を上回りました。今後も、死亡者数の増加が予測され、墓地需要は高まるものと考えられます。

図 2-1-6 死亡者数の推移

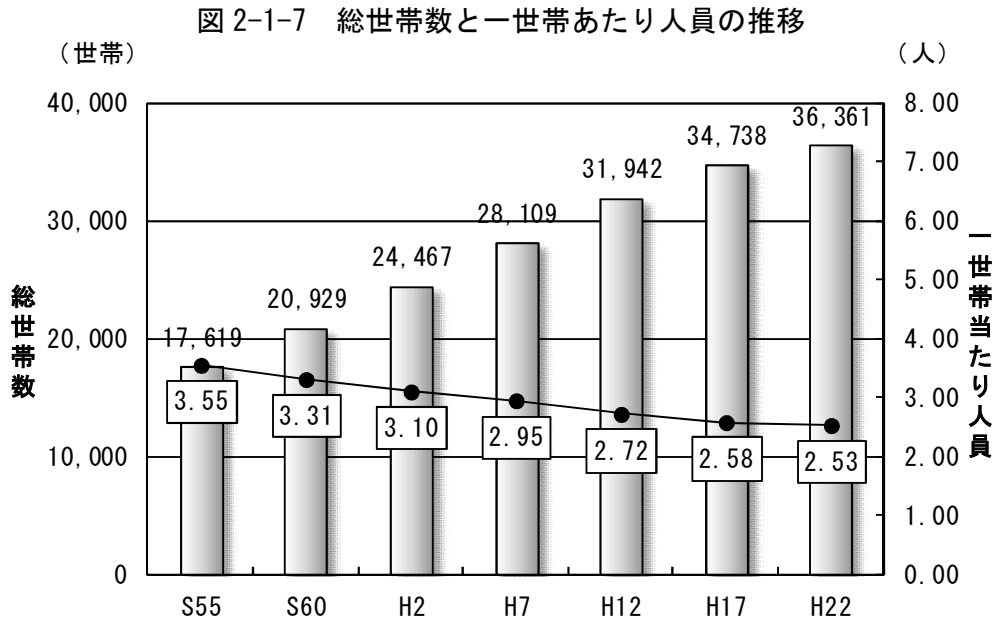


出典：「平成23年度版宜野湾市統計書」(平成24年3月)

### 3)世帯

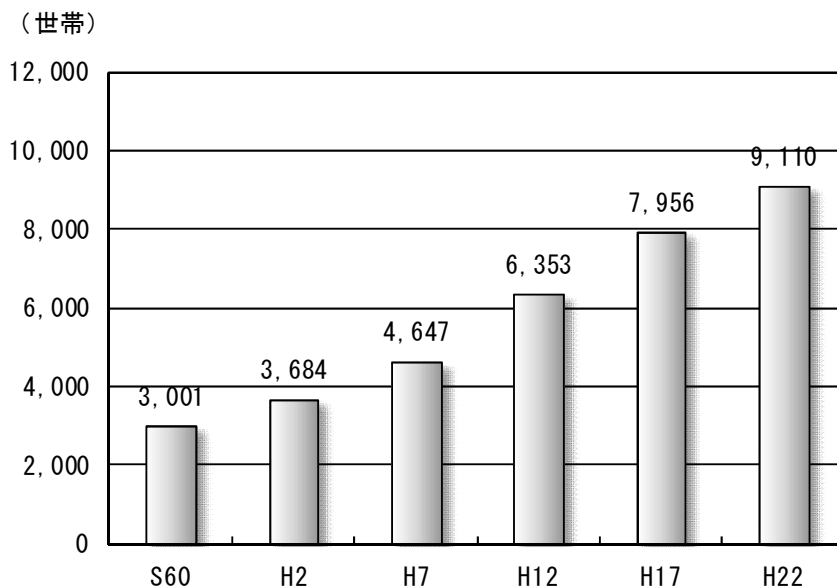
世帯数も、人口増と共に増加傾向にあり、平成22年では36,361世帯で、一世帯当たり人員は2.53人です。世帯当たり人員の減少は、単身世帯や核家族世帯の増加などが考えられます。

また、高齢者世帯が増加していることから、墓地需要の高まりや、墓の後継者がいない世帯の無縁墓地（墳墓を含む）の発生等が考えられます。



出典：「平成23年度版宜野湾市統計書」（平成24年3月）

図 2-1-8 高齢者世帯の推移



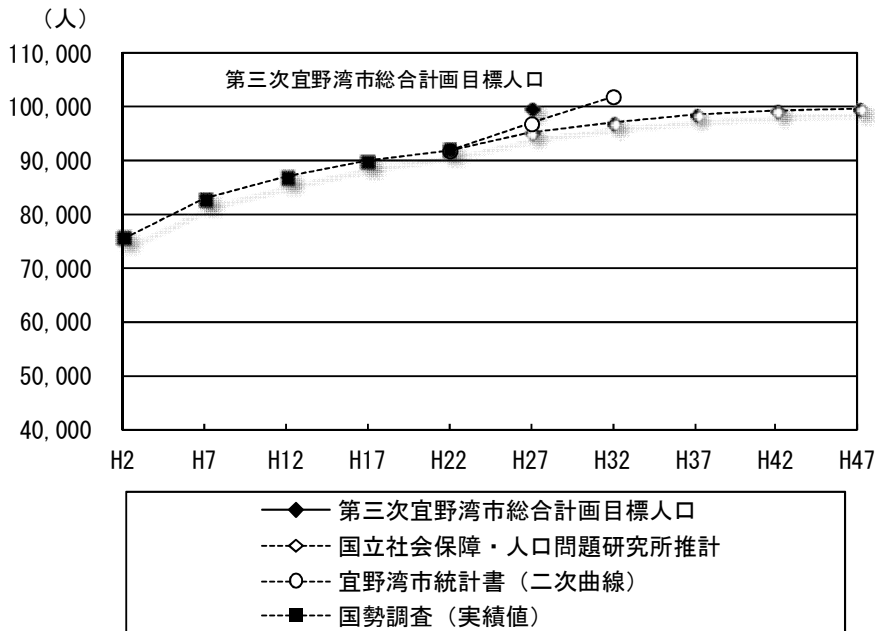
出典：「国勢調査」（昭和60年～平成22年）総務省

#### 4)将来人口

国立社会保障・人口問題研究所が算出した平成17年人口を出発点とするコーホート要因法による人口推計は、緩やかに増加し続け、平成47年には約100,000人になると推計されています。なお、二次曲線を用いた宜野湾市統計書では、平成32年に102,004人になると推計されています。

第三次宜野湾市総合計画では、平成27年の目標人口を100,000人に設定しています。

図 2-1-9 人口実績値と将来人口フレーム



出典：1. 「日本の市区町村別将来推計人口」(平成20年12月)

国立社会保障・人口問題研究所

2. 「第三次宜野湾市総合計画」(平成23年9月)

#### 【参考資料】

##### ■コーホート要因法の将来人口推計値

|          | 実績値<br>(国勢調査) |            |             |             |             | 推計値<br>(国立社会保障・人口問題研究所推計) |             |             |             |             |
|----------|---------------|------------|-------------|-------------|-------------|---------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|          | 1990<br>H2    | 1995<br>H7 | 2000<br>H12 | 2005<br>H17 | 2010<br>H22 | 2015<br>H27               | 2020<br>H32 | 2025<br>H37 | 2030<br>H42 | 2035<br>H47 |
| 将来人口フレーム | 75,905        | 82,862     | 86,744      | 89,769      | 91,928      | 95,399                    | 97,345      | 98,694      | 99,541      | 100,018     |

##### ■コーホート要因法とは

基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を求める方法。

##### ■二次曲線とは

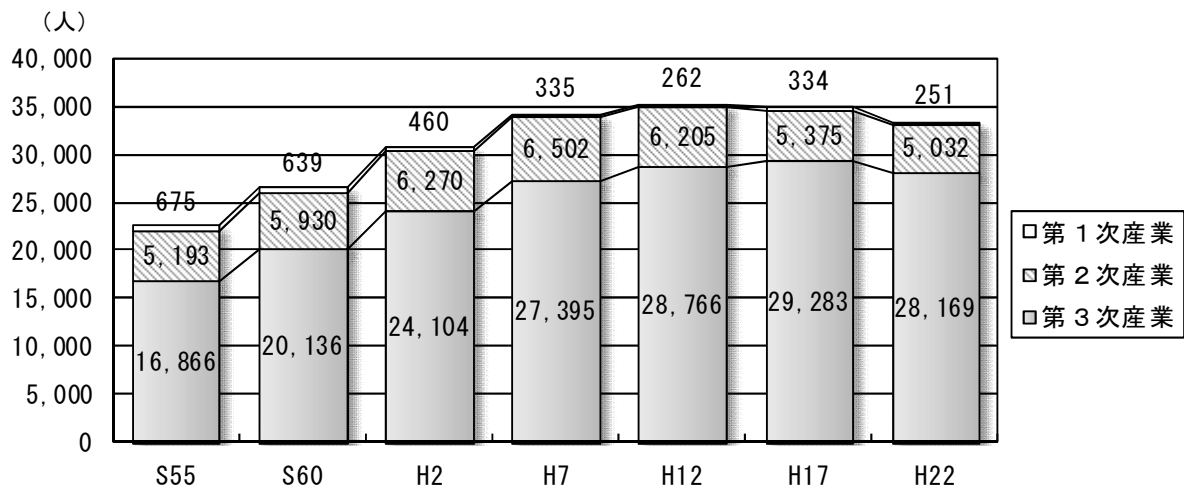
過去における実績値を用い、二次曲線の方程式 ( $T_n = a + b t n + c t n^2$ ) を当てはめて推計する方法。

## (4)産業

就業者数は、昭和 55 年から平成 12 年まで増え続け、その後は減少傾向にあり、平成 22 年の就業者は 33,452 人となっています。

産業別に見ると、第 1 次産業は減少し続け、1%に満たない値です。第 2 次産業は平成 7 年、第 3 次産業は平成 17 年をピークに減少しています。平成 22 年では、第 3 次産業が 8 割以上を占めています。

図 2-1-10 産業別就業者数の推移



出典：1. 「平成 23 年度版宜野湾市統計書」(平成 24 年 3 月)  
2. 「国勢調査」(平成 22 年) 総務省

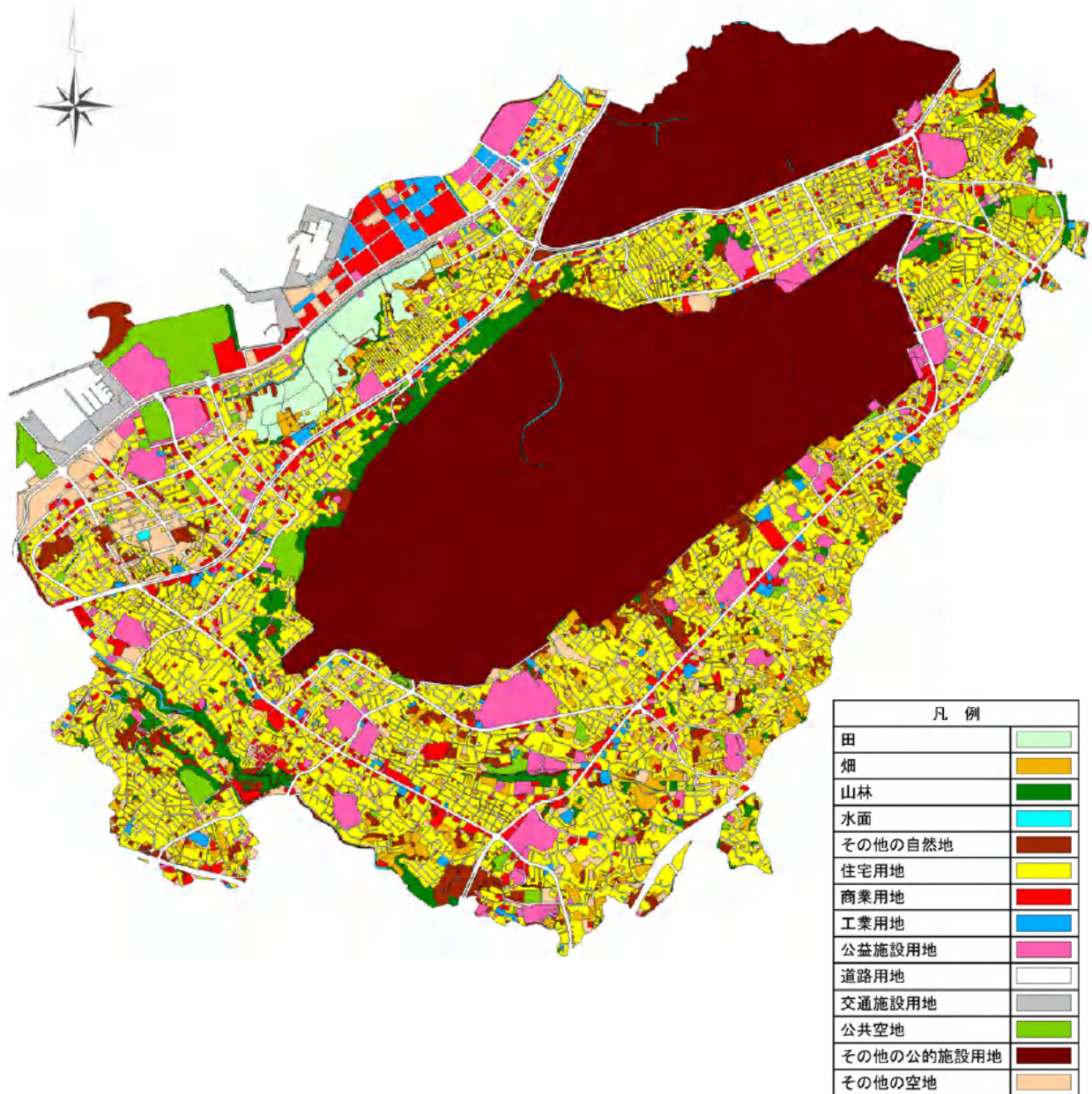


## (5)土地利用・交通

### 1)土地利用

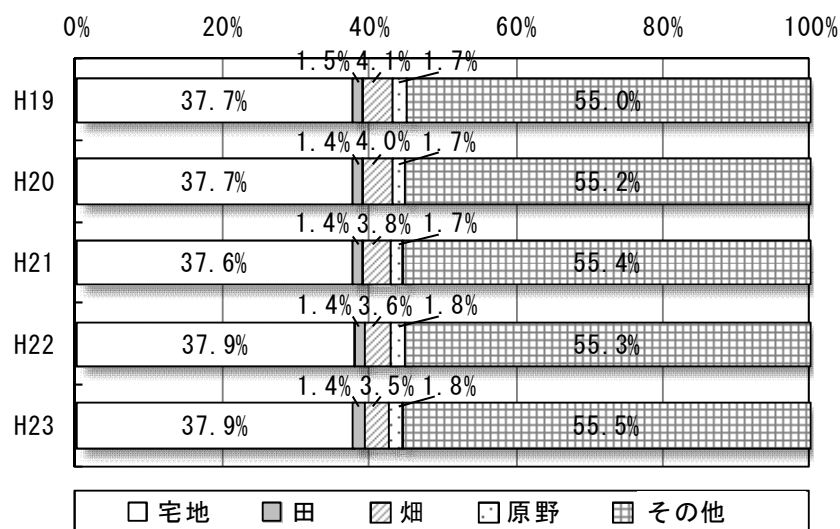
本市の地目別面積を見ると、平成 19 年から 23 年までの構成比は、田・畑等の割合が減少し、宅地が増えています。

図 2-1-11 土地利用現況図



出典：1. 「那覇広域都市計画基礎調査」(平成 18 年) 沖縄県  
 2. 「宜野湾市都市交通マスタープラン」(平成 24 年3月)

図 2-1-12 地目別面積の推移



出典：「平成 23 年度版宜野湾市統計書」（平成 24 年 3 月）

【参考資料】

■地目別面積の推移

|     | 平成19年      | 平成20年      | 平成21年      | 平成22年      | 平成23年      |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 住宅地 | 7,417,419  | 7,430,012  | 7,406,038  | 7,467,024  | 7,458,477  |
| 田   | 287,982    | 282,517    | 280,514    | 270,959    | 270,054    |
| 畑   | 807,663    | 781,646    | 752,128    | 714,426    | 694,303    |
| 原野  | 343,519    | 333,530    | 342,961    | 350,754    | 348,271    |
| その他 | 10,833,417 | 10,872,295 | 10,918,359 | 10,896,837 | 10,928,895 |
| 合計  | 19,690,000 | 19,700,000 | 19,700,000 | 19,700,000 | 19,700,000 |

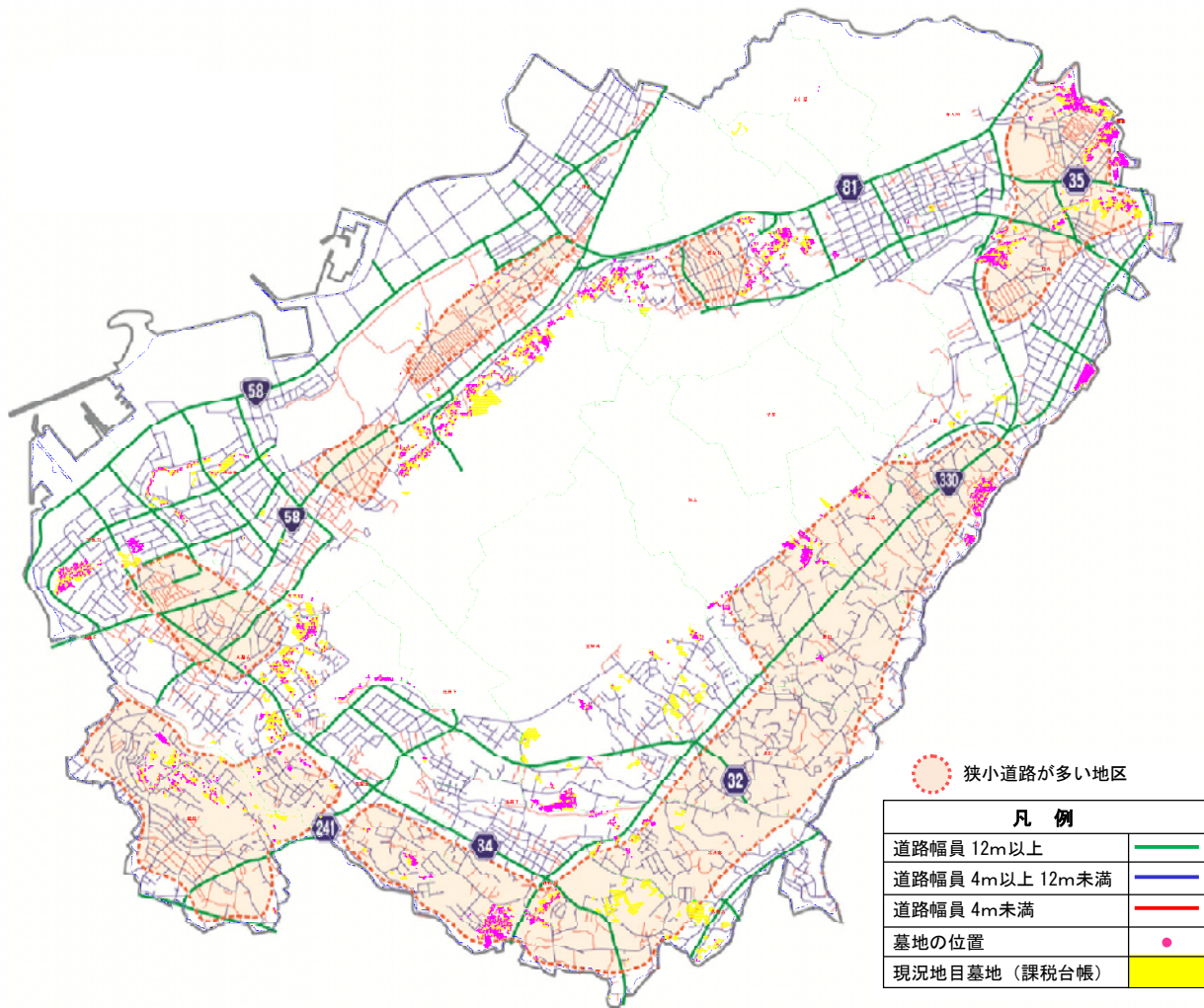
出典：「平成 23 年度版宜野湾市統計書」（平成 24 年 3 月）

## 2)交通

本市の道路は、市内をドーナツ状に国道 58 号、国道 330 号、県道宜野湾北中城線、県道 34 号等が通っています。さらに、沖縄自動車道の北中城インターチェンジ、西原インターチェンジへのアクセスが容易であり、沖縄本島の南部と中・北部とを結ぶ交通の要衝となっています。

大山地区から伊佐地区にかけてのパイプライン通りの沿道及びその周辺には墓地の集積が見られます。また、嘉数地区の狭小道路が密集している地域に墓地が多く分布しており、清明祭の時などには交通渋滞等が発生しています。

図 2-1-13 道路幅員状況図



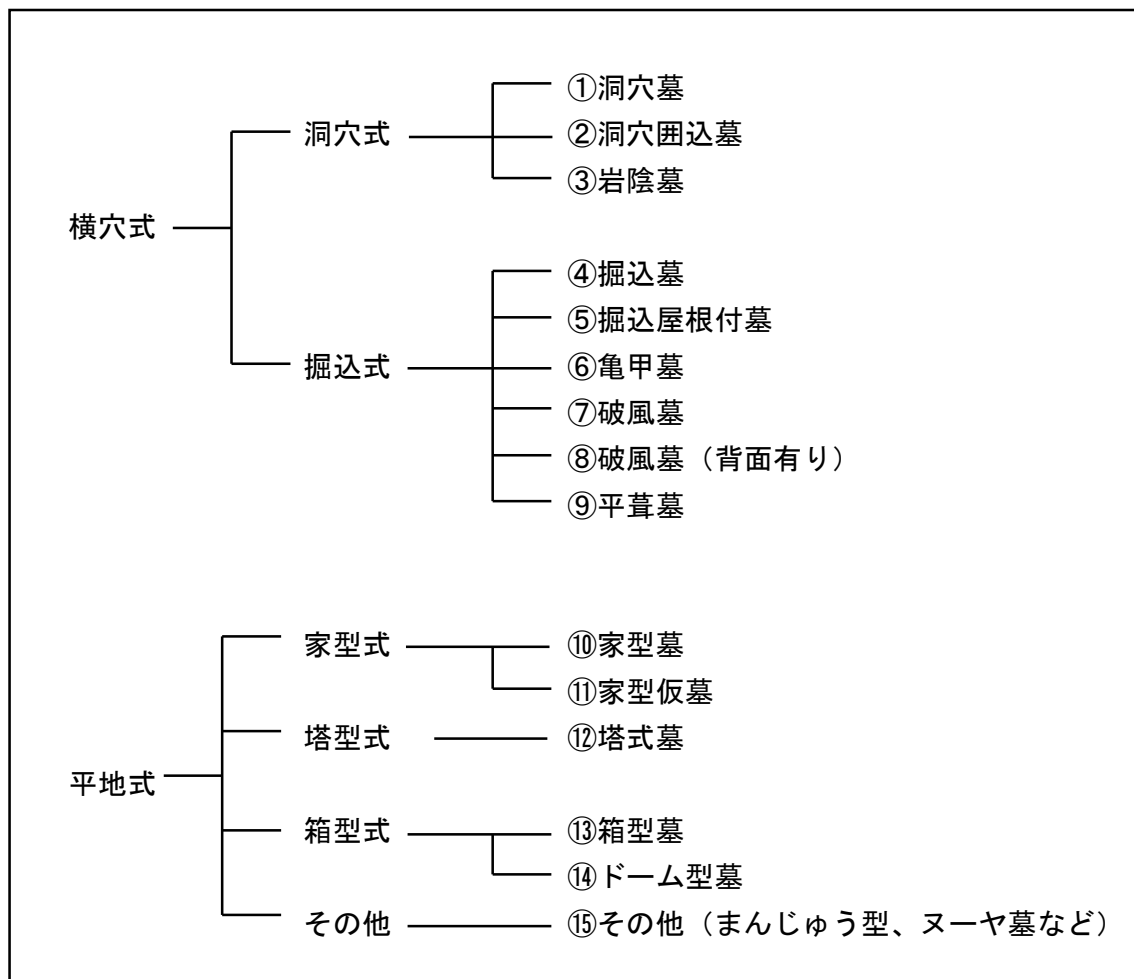
出典：「宜野湾市都市交通マスタープラン」（平成 24 年 3 月）

## 2-2 墓地の実態

### (1) 墳墓の種類

沖縄に見られる墳墓の外見上の形は、大きくは横穴式と平地式とに分類されます。横穴式は、自然洞穴を利用した洞穴式と人工による掘込式に分類されます。平地式は、家型式、塔型式、箱型式、その他に分類されます。細分内容は以下の通りです。

図 2-2-1 墳墓の種類





|   |   |
|---|---|
|  <p>①洞穴墓<br/>自然の洞穴を利用した墓</p>               |  <p>②洞穴囲込墓<br/>洞穴の入口を石等で閉じた墓</p>          |
|  <p>③岩陰墓<br/>傾斜した岩陰を利用した墓</p>              |  <p>④堀込墓<br/>岩や斜面を掘り抜いた墓</p>              |
|  <p>⑤堀込屋根付墓<br/>岩や斜面を掘り抜き、簡単な屋根を付けた墓</p> |  <p>⑥亀甲墓<br/>屋根が亀の甲羅の形をした墓</p>          |
|  <p>⑦破風墓<br/>屋根が破風型をしている墓</p>            |  <p>⑧破風墓（背面有り）<br/>屋根が破風型であり、背面がある墓</p> |



⑨平葺墓  
屋根が斜面上になっている墓



⑩家型墓  
平地式の破風墓で、近年多く見られる墓



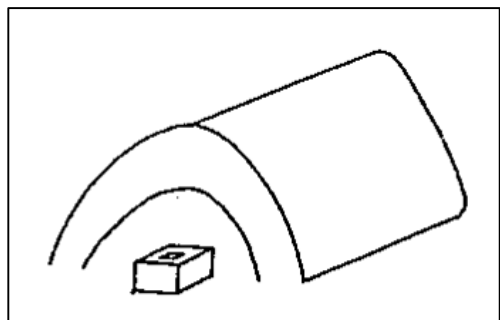
⑪家型仮墓  
小型の簡易墓



⑫塔式墓  
箱型の墓の上に石塔を建てた墓



⑬箱型墓  
簡単なブロック積みの墓



⑭ドーム型墓  
石やテーブルサンゴを用いたドーム状の墓

- 出典：1. 宜野湾市教育委員会文化課  
2. 「宜野湾市墓地実態調査」(平成22年3月)  
3. 「名護地区の墓」(平成6年)名護博物館

## (2)墓地の設置数

本市における墓地基数（平成21年度調査）の総数は、3,529基です。  
字別の墓地数は下表に示す通りです。

表 2-2-1 墓地の設置数

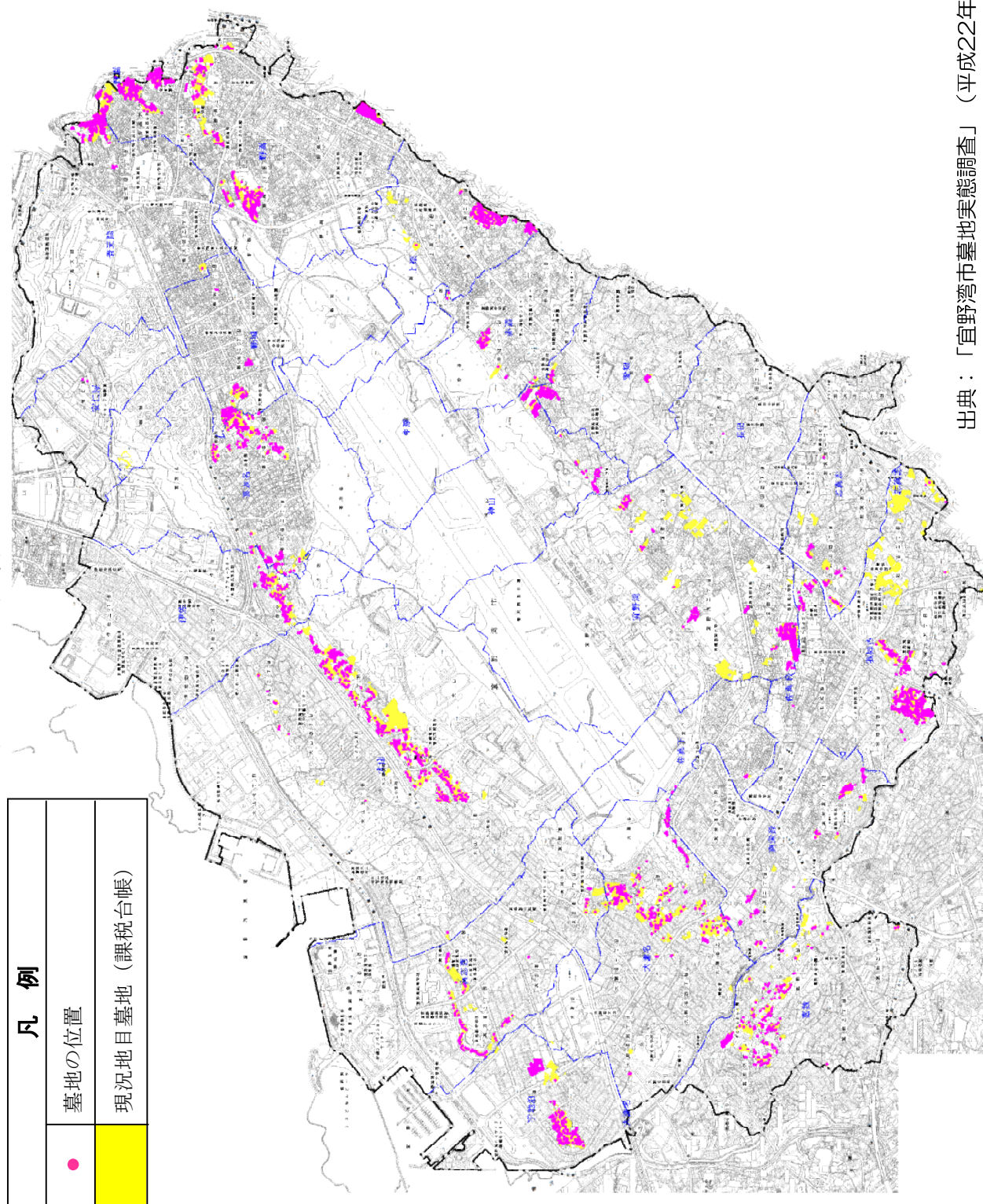
|    | 字名  | 墓地数   | 割合 (%) |
|----|-----|-------|--------|
| 1  | 愛知  | 83    | 2.4    |
| 2  | 赤道  | 45    | 1.3    |
| 3  | 新城  | 73    | 2.1    |
| 4  | 伊佐  | 110   | 3.1    |
| 5  | 上原  | 157   | 4.4    |
| 6  | 宇地泊 | 206   | 5.8    |
| 7  | 大謝名 | 238   | 6.7    |
| 8  | 大山  | 373   | 10.6   |
| 9  | 嘉数  | 238   | 6.7    |
| 10 | 我如古 | 346   | 9.8    |
| 11 | 神山  | 109   | 3.1    |
| 12 | 宜野湾 | 283   | 8.0    |
| 13 | 喜友名 | 233   | 6.6    |
| 14 | 佐真下 | 9     | 0.3    |
| 15 | 志真志 | 42    | 1.2    |
| 16 | 野嵩  | 666   | 18.9   |
| 17 | 普天間 | 145   | 4.1    |
| 18 | 真栄原 | 93    | 2.6    |
| 19 | 真志喜 | 80    | 2.3    |
|    | 計   | 3,529 | 100.0  |

出典：「宜野湾市墓地実態調査」（平成22年3月）



### (3)墓地の立地、分布状況

図2-2-2 墓地分布図



出典：「宮野湾市墓地実態調査」(平成22年3月)

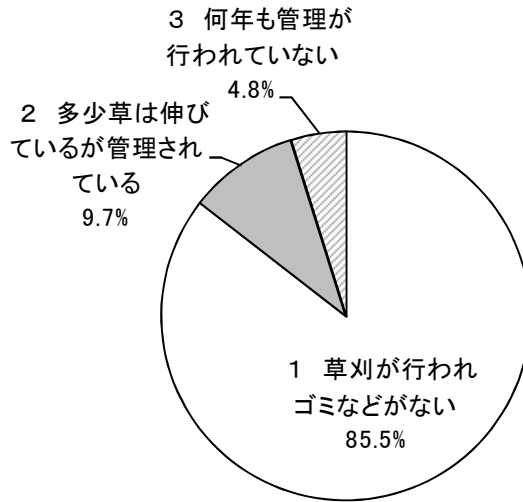


## (4)実態調査による現況

### 1)管理状況

墓地の管理状況は、「草刈が行われゴミなどがない」が85.5%、「多少草は伸びているが管理されている」が9.7%で9割以上が管理されています。

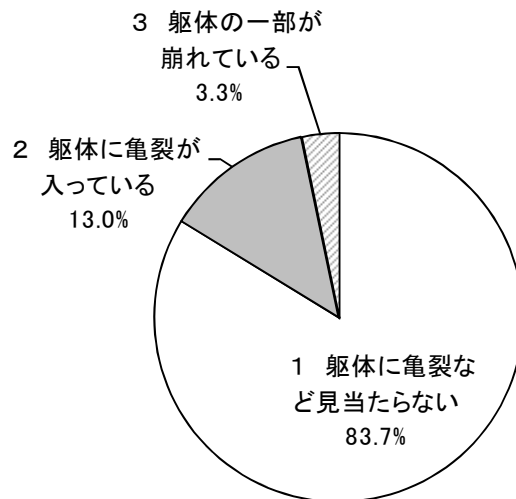
残りの約5%は、管理されていないことから無縁化している可能性があります。



### 2)構造物の保存状況

保存状況は、「躯体に亀裂など見当たらない」が8割以上を占めており、概ね保存状況は良いです。

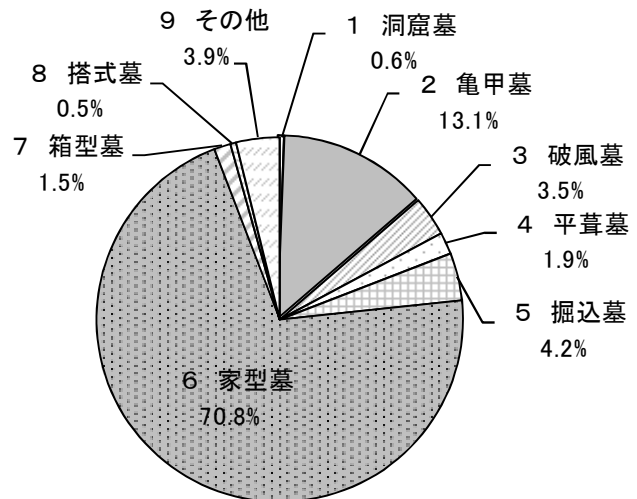
注) 躯体とは、墳墓や外柵等の墓地内の構造物全般を指す。



### 3)墳墓の形態

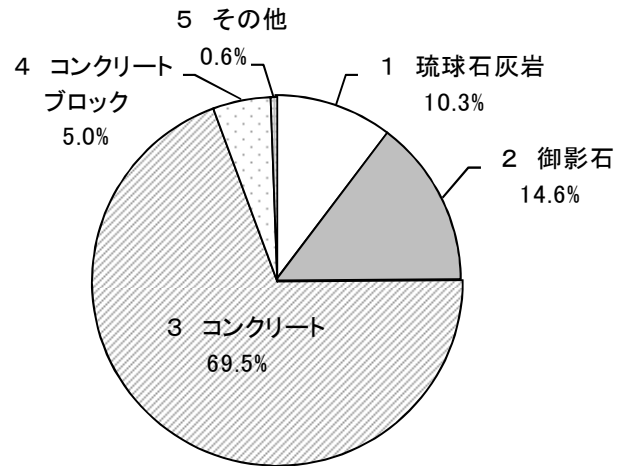
墳墓の形態で最も多いものは「家型墓」で7割を占めており、今後も需要があると言えます。横穴式の墓では、「亀甲墓」が13.1%と多い結果となっています。

また、その他の内容では「仮墓」、「御嶽(うたき)」等が挙げられています。



#### 4)墳墓の素材

墳墓の素材は、「コンクリート」が最も多く約7割を占めています。「琉球石灰岩」と「御影石」が、それぞれ約1割です。

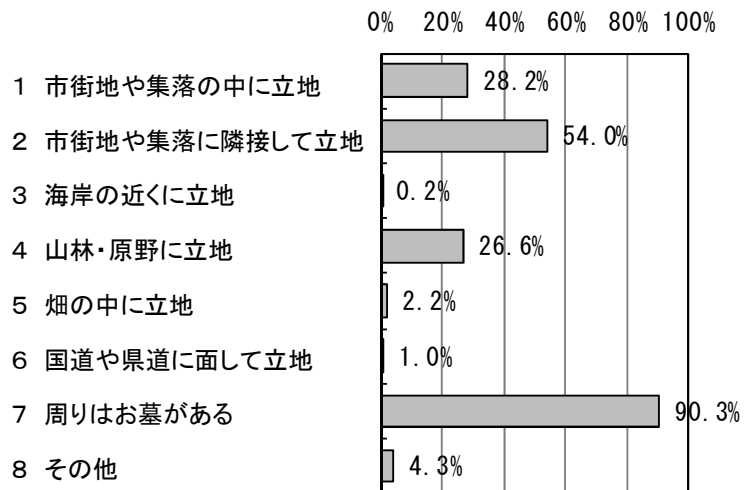


#### 5)立地場所の状況

立地状況については、9割以上が「周りはお墓がある」となっており、比較的墓地は集約されていると言えます。

「市街地や集落の中に立地」、「畑の中に立地」、「国道や県道に面して立地」に該当する墓は、墓地埋葬法で規制されている区域に立地している可能性があります。

また、その他の内容としては、「野嵩霊園」(111件)、「学校に隣接」(22件)等が挙げられています。



## 2-3 墓地に係る上位・関連計画

### (1) 沖縄県墓地公園整備基本指針(平成12年3月)

「第4章 沖縄における望ましい墓地のあり方」の「4 今後の墓地整備のあり方」で、今後の墓地整備について述べられています。

#### 「4 今後の墓地整備のあり方」

##### (1) 公営墓地の整備推進の必要性

公営墓地の十分な整備がされていない市町村においては、地域住民はやむを得ず高額な墓地などを利用せざるを得ず、不利益を被っており、適正な価格と管理運営の行き届いた墓地の整備をしなければならない。

墓地の経営主体については、墓地の永続的管理の必要性とともに、墓地の健全な経営の確保という立場から、墓地経営は過度に営利を追求しない公益的事業として運営される必要があるため、市町村等の地方公共団体により運営されるべきである。つまり、墓地についても学校や公園等の公共的な施設と同様に地方自治体が基礎的な住民サービスとして積極的な提供を図ることが望ましく、現状を把握して、将来の需要を見通した行政の計画的な対応が必要である。

##### (2) 共同墓地のあり方

自治会等、地縁に基づいて形成された地域共同体的な団体が経営する共同墓地は、今後、利用が増える様相はないが、市町村墓地の利用ができない過疎地域での有効な墓地の管理形態として、これを認めていくこととする。

##### (3) 個人墓地の規制のあり方

個人墓地の許可については、山間僻地等で公営墓地等の利用が困難であり、既存の墓地地域の利用もできないような例外的な場合を除き、許可を行わない方針で臨むべきである。個人墓地を広く認めると、墓地の乱開発を招き、小規模の墓地が各地に多数散在することになり、快適な生活環境を求める県民感情にそぐわないばかりか、公衆衛生の見地からも望ましいこととはいえない。

したがって、公営墓地の整備を促進したうえで、個人墓地については例外的な場合のみ許可するなど規制するとともに、無許可の個人墓地が設置されないよう、違法な個人墓地への対応等については、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」の条例化を進める中で検討して、県及び市町村の連携のもと、違反業者への勧告、氏名公表等の実効性ある適切な行政指導ができるようにしていく必要がある。

## (2)第三次宜野湾市総合計画(平成 23 年9月)

「第 4 章 持続発展可能な美しい都市」の「2 節 快適な暮らしを支える美しい都市基盤整備をすすめる」の「④公園・緑地の整備」で「3 墓園・墓地霊園の整備」が明記されています。

### 「④公園・緑地の整備 3 墓園・墓地霊園の整備」

#### 【施策の基本方針】

快適な住環境を確保するため、適切な墓地設置についての周知を図ります。また、墓地の点在化を抑制するとともに、市街地整備や都市施設整備等に合わせた墓地の集約化に努めます。墓地については、基地跡地利用計画の中で墓園の整備や土地集約型墓地の建設を検討します。

#### 【主な取り組み】

- 墓地設置についての理解促進
- 市街地整備等における墓地の集約化
- 墓園（都市計画墓園）、土地集約型墓地整備の検討

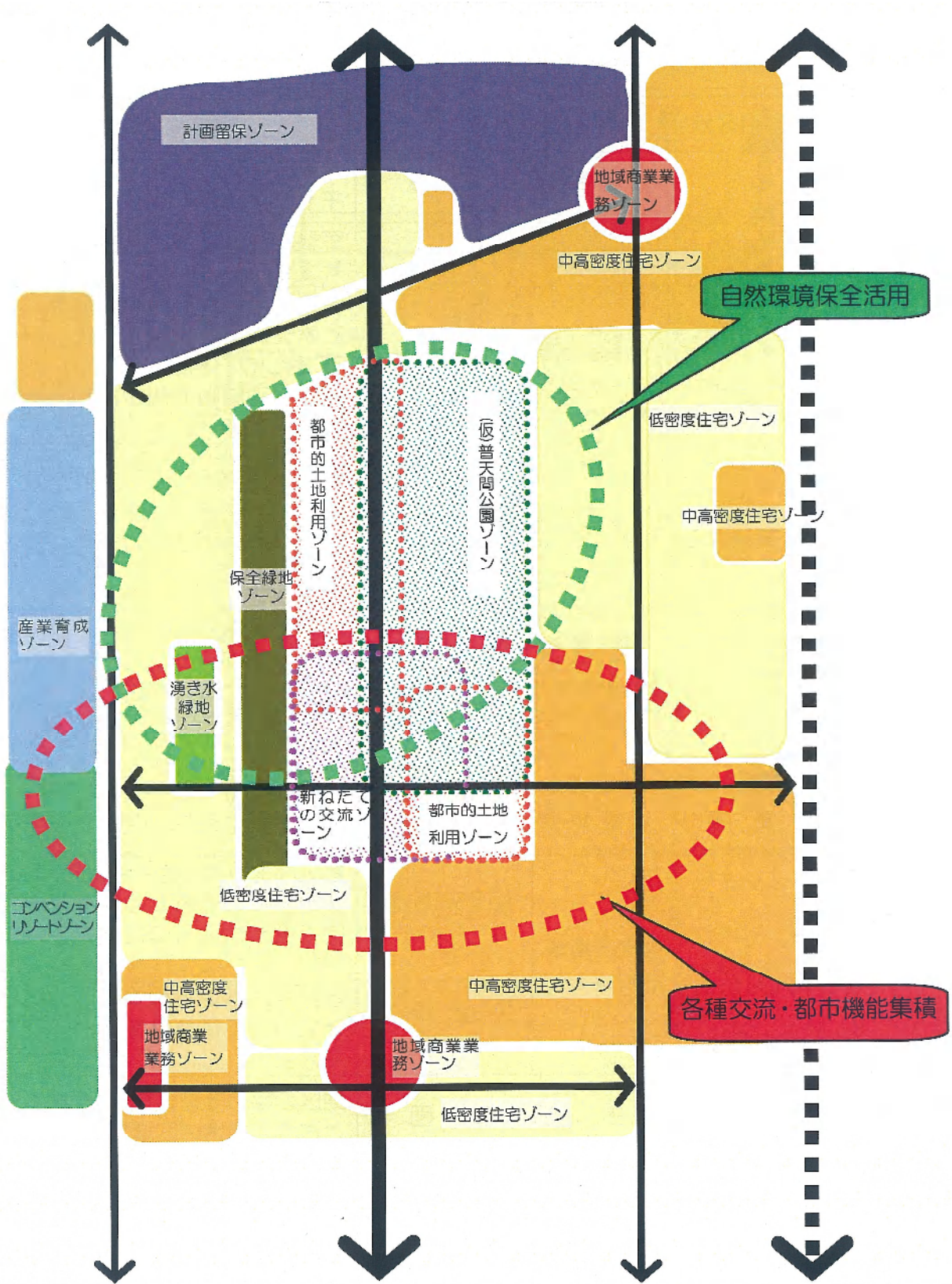
## (3)宜野湾市都市計画マスタープラン

「2 章 全体構想」の「4. 公園・緑地の配置方針」の「5) 公園・緑地配置計画」で「⑤墓地公園」について記載されています。

### 「⑤墓地公園」

快適な生活環境の構築のため、本市の適切な位置に用地を確保し、土地集約型の墓地の形成を検討します。また、普天間飛行場の跡地利用を見据えて、新たな市街地の形成に対応した墓地公園の確保を検討します。

図 2-3-1 土地利用の配置構成図



出典：「宜野湾市都市計画マスタープラン」(平成 16 年)

## (4)宜野湾市緑の基本計画

「第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針」の「第3節 緑化推進施策」の「基本方針2 地域の歴史・文化を継承する緑を守り、創ります。」で「④普天間飛行場跡地利用等と合わせた墓地公園確保の検討」、「⑤市街地に点在する一団の墓地の緑の保全・活用」が記載されています。

### 「④普天間飛行場跡地利用と合わせた墓地公園確保の検討」

普天間飛行場跡地利用と合わせて、新たな市街地の形状に対応した墓地公園の確保を検討します。

#### 【行政の役割】

○墓地公園の計画づくりと整備実施。

#### 【市民等の役割】

○墓地公園の必要性やその位置等についての理解を深める。

#### 【施策の実施時期】

普天間飛行場跡地利用計画等と合わせて検討

### 「⑤市街地に点在する一団の墓地の緑の保全・活用」

市街地内に点在する小規模な墓地は、将来的に墓地公園等への移転を促し、跡地をプレイパーク等として活用するなど、墓地周辺の緑を活かせるような方策を検討します。また、一団の墓地周辺にまとまった緑があるような場合は、墓地公園等としての整備を検討します。

#### 【行政の役割】

○普天間飛行場跡地利用計画の動向を踏まえ、市街地内の墓地の取扱いについての方針を明確にする。

#### 【市民等の役割】

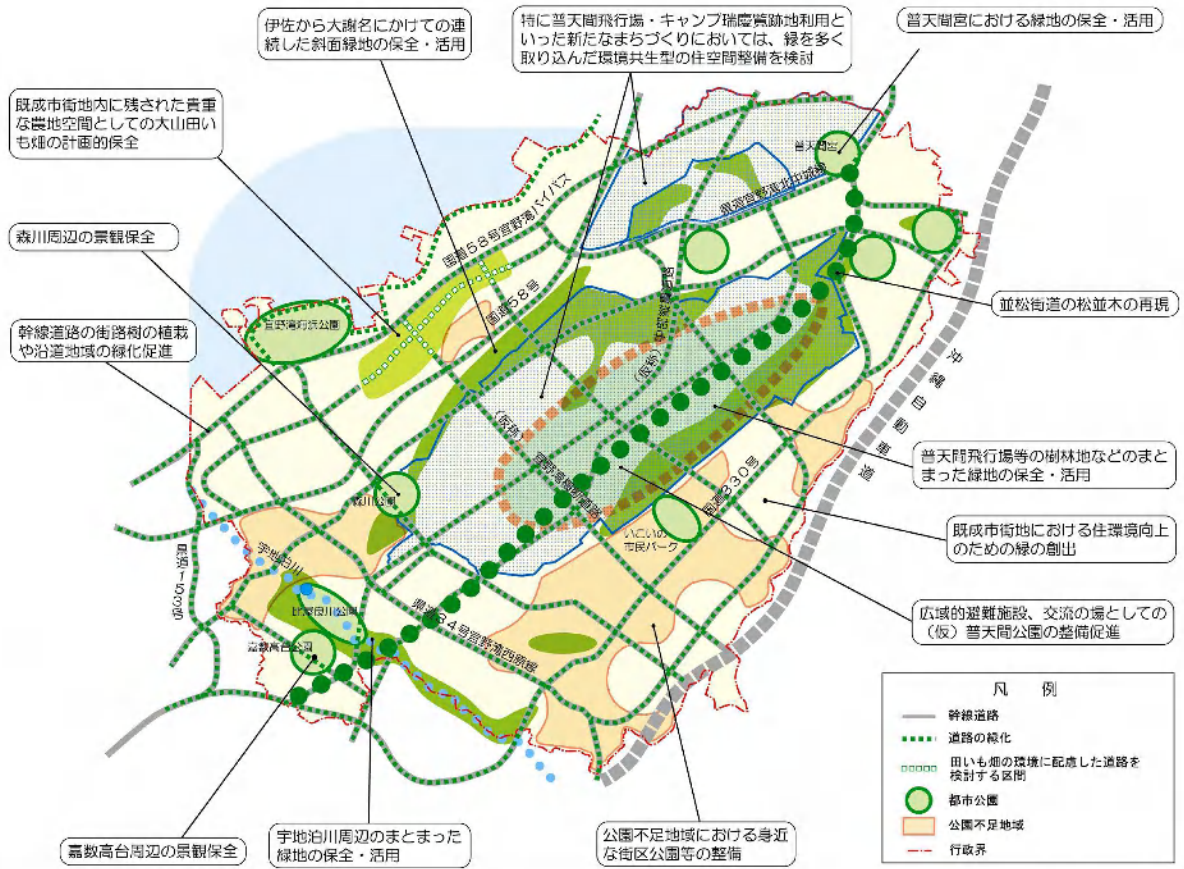
○行政の方針に基づき、墓地公園への移転等を行う。

#### 【施策の実施時期】

普天間飛行場跡地利用計画等と合わせて検討



図 2-3-2 緑の方針図



出典：「宜野湾市緑の基本計画」（平成 18 年）

## 2-4 墓地に係る土地利用規制

### (1)土地利用規制状況

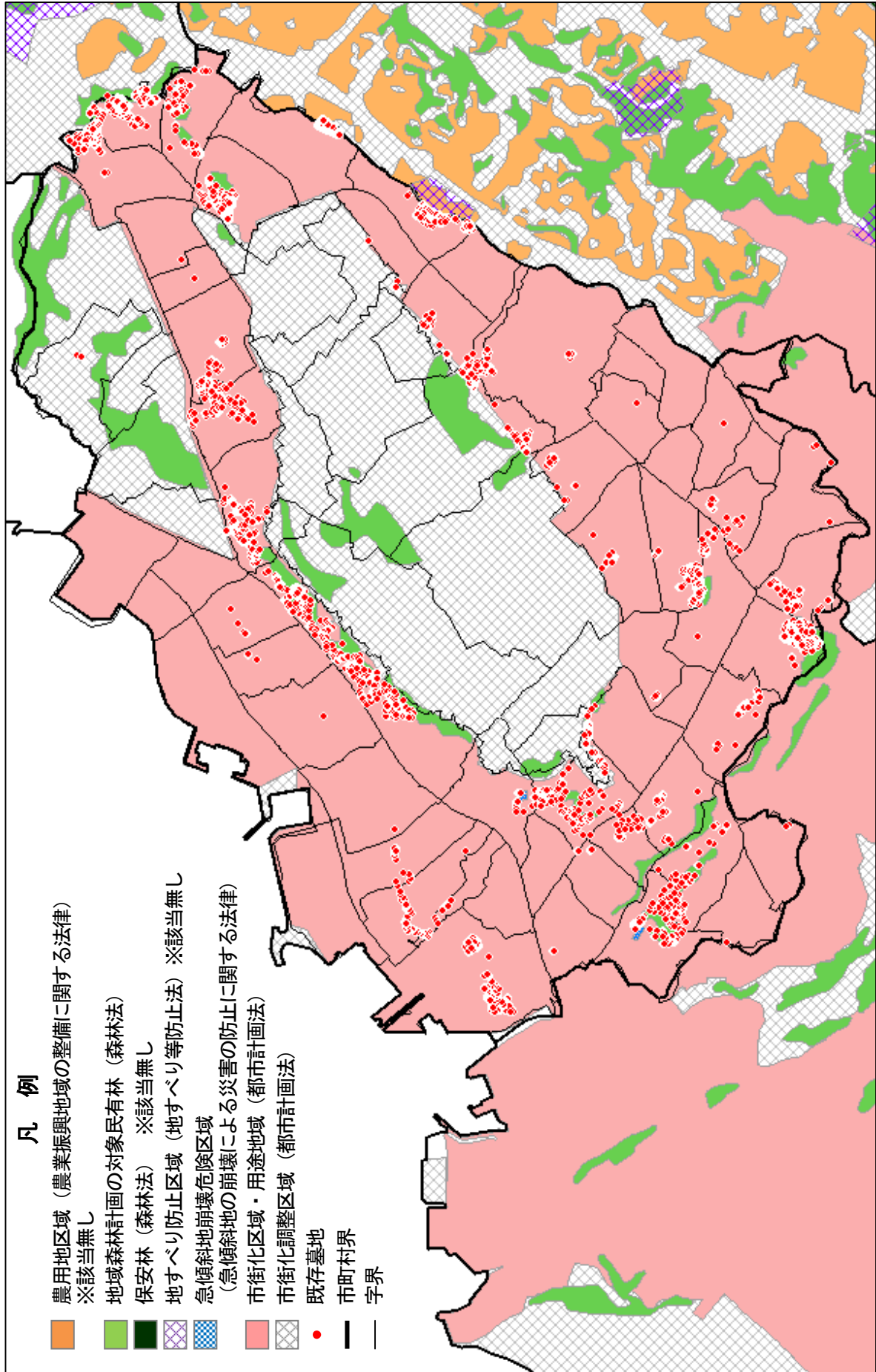
本市における墓地の設置に関わる土地の法規制については、「農業振興地域の整備に関する法律」、「森林法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「都市計画法」が対象として挙げられます。これらの法律に基づく区域等の指定状況は次表に示す通りです。

表 2-4-1 土地利用規制状況

| 法律名  | 指定区域等        | 規制等の内容  |
|--|--------------|---|
| 国土利用計画法<br>(昭和 49 年法律第 92 号)               |              | 第 23 条の規定により、一定面積以上の土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者は、知事に届け出なければならない。 |
| 農業振興地域の整備に関する法律<br>(昭和 44 年法律第 58 号)       | 農用地区域        | 農用地区域内において墓地等を造成しようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。                               |
| 森林法<br>(昭和 25 年法律第 249 号)                  | 地域森林計画の対象民有林 | 地域森林計画の対象民有林の区域内で墓地等を造成しようとする場合で、1 ha 以上のものについては、同法第 10 条の 2 による開発行為の許可を受けなければならない。                 |
|  | 保安林          | 保安林の区域内で開発行為をする場合は、同法第 27 条第 1 項により保安林解除の申請書を農林水産大臣に提出し、解除の通知を受けなければならない。                           |
| 地すべり等防止法<br>(昭和 33 年法律第 30 号)              | 地すべり防止区域     | 地すべり防止区域では、地下水を増加させる行為、地表水の浸透を助長する行為、のり切、切土、工作物の設置など地すべりの原因となる行為が制限される。                             |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年 7 月法律第 57 号) | 急傾斜地崩壊危険区域   | 急傾斜地崩壊危険区域では、水の浸透を助長する行為、のり切、切土、立木竹の伐採、工作物の設置などの行為が制限される。   |
| 都市計画法<br>(昭和 43 年法律第 100 号)                | 市街化区域・用途地域   | 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内で、1 ha 以上の墓地の開発行為を行う者は、県知事の許可を受けなければならない。                                       |
|  | 市街化調整区域      | 公益上必要な施設、農林漁業の用に供する目的で行う開発行為、政令で定める建築物などのために行う開発行為以外の開発行為については、県知事の許可が必要である。                        |
| 墓地、埋葬等に関する法律施行細則<br>(昭和 47 年規則第 52 号)      | 墓地等の設置場所     | 国道、県道その他主要道路及び河川から 30m 以上離れていること。<br>公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から 100m 以上離れていること。                         |



図2-4-1 土地利用規制状況図



## 2-5 墓地に係る市民の意向

### (1) 市民意向調査

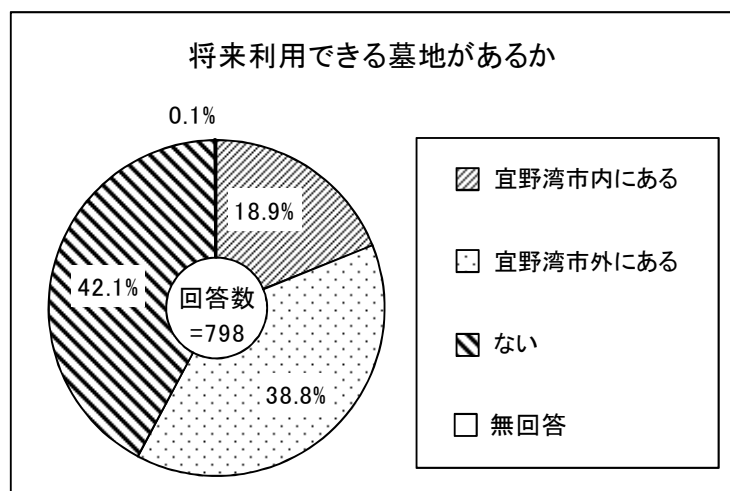
#### 1) 調査要領

|              | 内 容                       |
|--------------|---------------------------|
| 調査対象         | 宜野湾市内に居住する30歳以上の世帯主3,000人 |
| 抽出方法         | 無作為抽出                     |
| 調査方法         | 郵送配布・回収                   |
| 調査期間         | 平成21年8月                   |
| 回収数及び<br>回収率 | 回収数：798票<br>回収率：27%       |

#### 2) 墓地に係る市民の意向内容

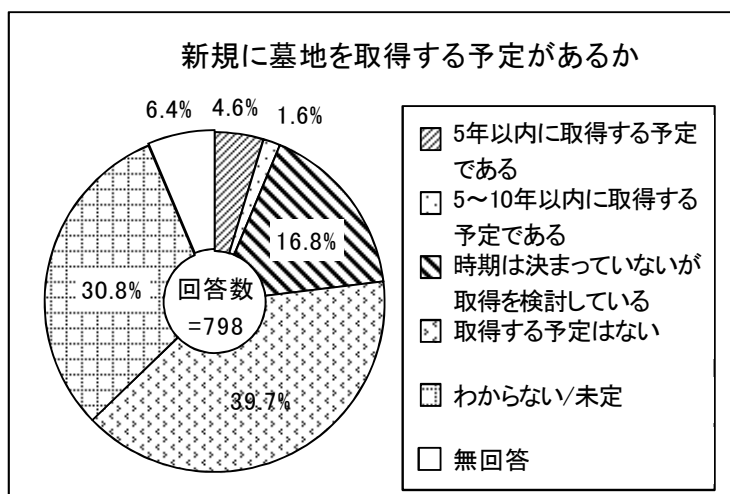
##### ① 墓地所有状況

所有状況は、市内・市外にあるものが約6割です。約4割は所有していない状況であり、今後の墓地需要があると言えます。



##### ② 墓地取得の意向

新規墓地の取得意向は、「5年以内に取得する」(4.6%)、「5～10年以内に取得する」(1.6%)、「時期は決まっていないが取得を検討している」(16.8%)と、2割強が取得する意向です。しかし、前項で墓を所有していない人が4割いることに比べて、取得意向が低いと言えます。



### ③墓地取得の意向(墓地を所有していない人のクロス集計)

「将来使用できるお墓がない」と「新規墓地の取得意向」とのクロス集計結果では、「5年以内に取得する」(6.3%)、「5～10年以内に取得する」(3.3%)、「時期は決まっていないが取得を検討している」(24.7%)と、34.2%が取得する意向です。

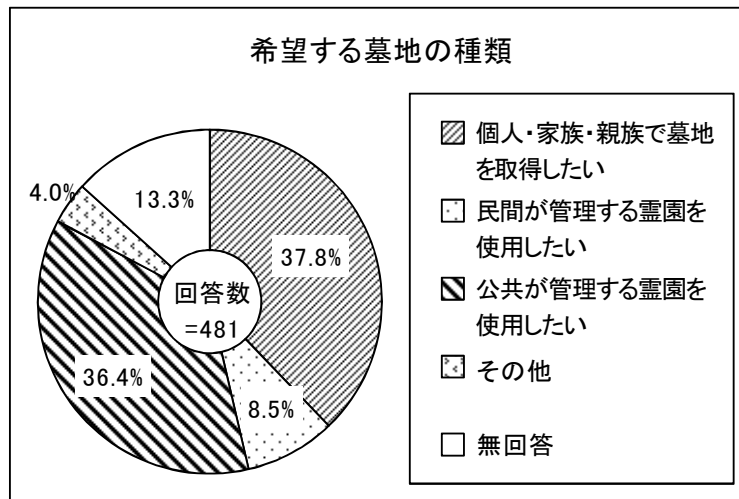
しかし、「わからない/未定」も 47.3%あり、具体的に決まっていない人が取得する意向を示している人より多いことがうかがえます。

|    |                      | 将来使用できるお墓がない |       |
|----|----------------------|--------------|-------|
|    |                      | 回答数          | 割合(%) |
| 1  | 5年以内に取得する予定である       | 21           | 6.3   |
| 2  | 5～10年以内に取得する予定である    | 11           | 3.3   |
| 3  | 時期は決まっていないが取得を検討している | 83           | 24.7  |
| 4  | 取得する予定はない            | 58           | 17.3  |
| 5  | わからない/未定             | 159          | 47.3  |
| 6  | 無回答                  | 4            | 1.2   |
| 合計 |                      | 336          | 100.0 |

### ④希望する墓地の種類

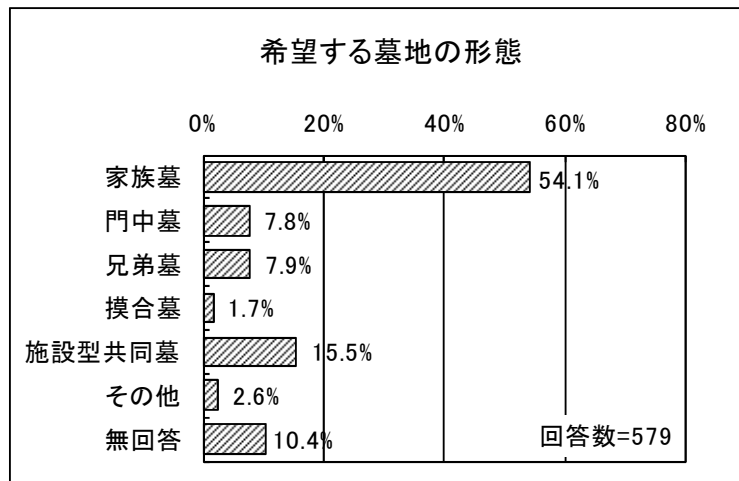
どのような土地に墓地を希望するかについて、「個人・家族・親族で墓地を取得したい」が37.8%、「公共が管理する霊園を使用したい」が36.4%です。

現在の墓地の約9割が個人墓地であることを考えると、霊園の利用意向が高くなっていることが推測されます。



### ⑤希望する墓地の形態

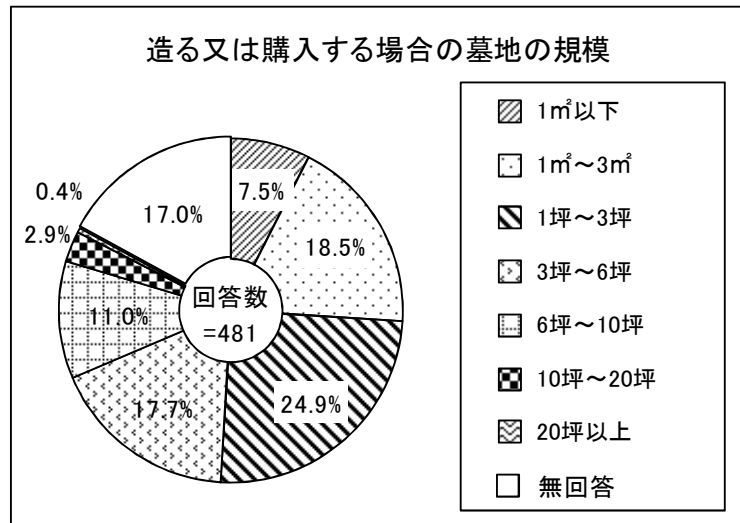
墓地の形態について(複数回答)、「家族墓」が54.1%、「施設型共同墓」が15.5%となっており、家族墓が最も多く支持されています。



## ⑥墓地の規模

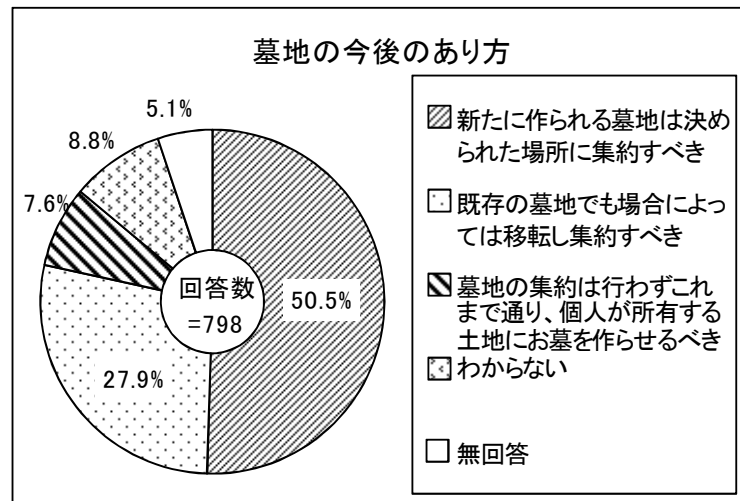
墓地の規模については、「1坪～3坪」が24.9%、「1㎡～3㎡」が18.5%、「3坪～6坪」が17.7%となっています。

比較的小規模な墓地を希望していることがうかがえます。



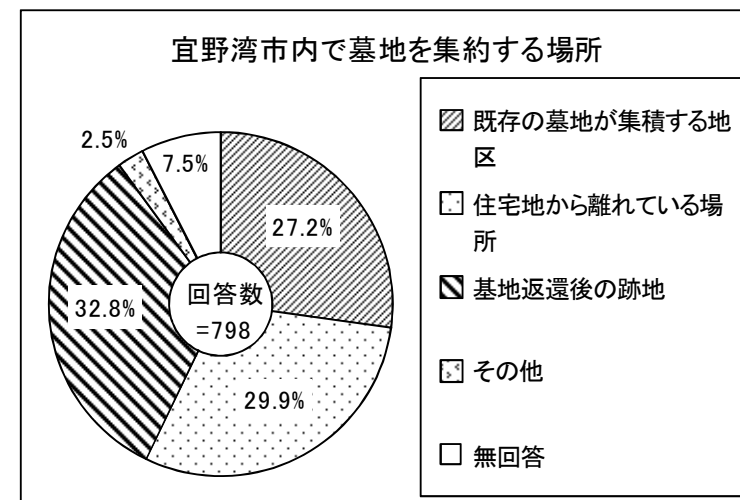
## ⑦墓地の今後のあり方

墓地の今後のあり方については、「新たに作られる墓地は決められた場所に集約すべき」が5割を占め、「既存の墓地でも場合によっては移転し集約すべき」の3割と合わせて約8割が墓地の集約を希望しています。



## ⑧墓地を集約する場所

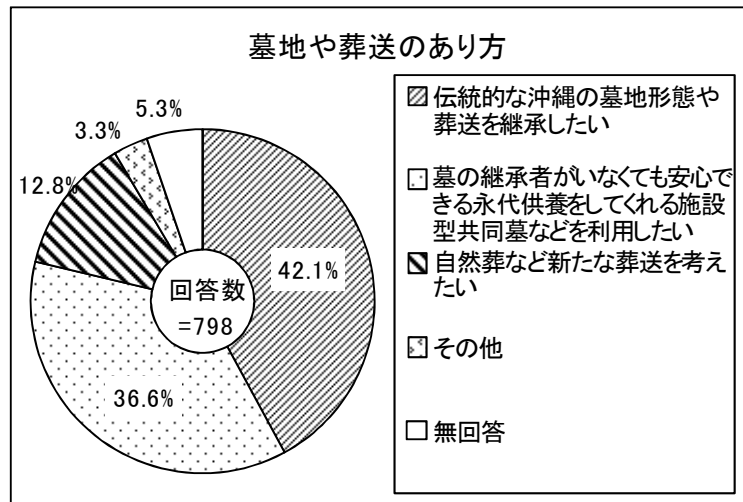
宜野湾市内で墓地を集約する場所については、「墓地返還後の跡地」が最も多く32.8%、「住宅地から離れている場所」が29.9%、「既存の墓地が集積する地区」が27.2%となっています。



### ⑨墓地や葬送のあり方

墓地や葬送のあり方については、「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が42.1%、「墓の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」が36.6%、「自然葬など新たな葬送を考えたい」が12.8%となっています。

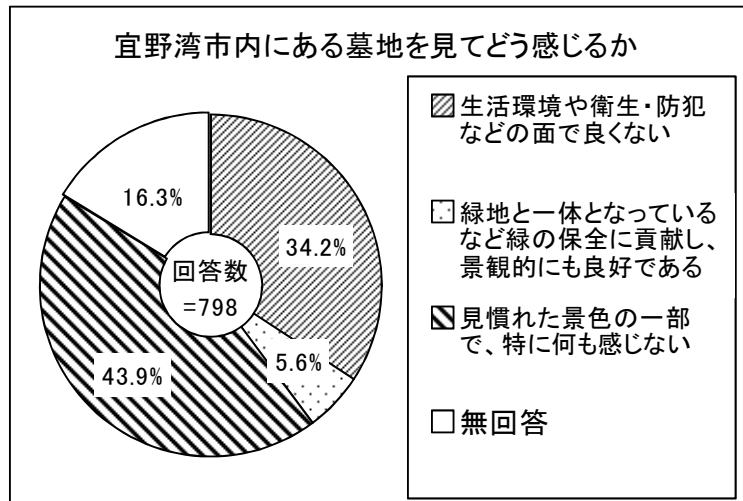
伝統的な沖縄の葬送を継承したい人が最も多い結果であるものの、施設型共同墓や自然葬等の、多種多様な葬送への関心が高いことがうかがえます。



### ⑩市内の墓地に対する意見

市内の墓地については、「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が43.9%と最も多く、「生活環境や衛生・防犯などの面で良くない」が34.2%などとなっています。

市内の墓地について、特に問題を感じない人が多く占めているものの、衛生・防犯等の面から問題であると感じている人もおり、墓地周辺の良い環境づくりが課題と言えます。



## (2)住民説明会等での意見

| 項目・地区          |     | 意見  |
|----------------|-----|---|
| 既存墓地の問題と対策について | 北地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・清明祭の時は車が混むことを住民は理解しているので、時間帯をずらすなどの対応をしている。</li> <li>・墓地の草刈りの問題があった。所有者を探して対応させたが、大変だった。役所で分かるような方法を検討して欲しい。</li> <li>・墓の所有者から不法投棄があるのでどうにかならないかと相談があった。</li> <li>・ニュー普天間通りの墓地の進入路が狭い（住宅密集地の通路が進入場所）ことは問題と思うが、もう慣れている。</li> <li>・隣り合って墓がある所の場合、景観については問題があるのでは。</li> <li>・喜友名区民には基地内の墓参り（清明祭）の基地内入場の許可を取る人はいなくなった。</li> <li>・新城区は、基地内入場の許可は4～5世帯はいる。</li> <li>・新城区は郷友会所有の共同墓があるが、手入れ等管理はできている。</li> </ul>   |
|                | 西地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本来、山林の場所に墓を建てていたが、整備されて墓の周辺に建物が建ててきた。</li> <li>・清掃しろと言われても300坪も有り大変。</li> <li>・今の密集している墓は移動し、見晴らしの良い所を住宅にする。</li> <li>・個人墓地の容認は今後も続くのか。</li> <li>・既存の墓地も集約していくのか。</li> <li>・車でのアクセスは困難で、徒歩で行くことが多い。</li> <li>・真志喜中学校のそばの墓は、たむろ場になっている。</li> <li>・祖先との対話を大事にしている。墓で遊んでいるからと言って、悪く見られることはほとんどないのではないか。</li> <li>・パイプライン沿いで観光客が墓の写真をたくさん撮っているのを見たことがある。</li> <li>・文化的なものは保全の方向で進めた方が良い。</li> <li>・墓地を防災に活用することも考えられるのでは。</li> <li>・墓が点在している環境に慣れてしまっているから「何も感じない」人が多い。</li> <li>・規制ばかりでなく、住民の得になることを示していくと、関心も高まると思う。</li> <li>・宇地泊区はだいたいの方が宇地泊にお墓があるので、清明祭の時は歩いて行く人が多い。</li> <li>・管理面での問題はある。墓地から住宅にガジュマルが侵入しているとの情報があったが、なかなか事が進まなかった。</li> <li>・墓を建てた人が傾斜地にあって排水設備の問題で近隣と話し合いをし、双方で解決した。</li> </ul> |
|                | 南地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道沿いの墓については移転させた方が良い。</li> <li>・点々としている墓は集約して墓地公園を造ると良い。</li> <li>・既に墓を持っている方は、地域にこだわる方もいる。</li> </ul>  |

|             |          |  |
|-------------|----------|--|
|             |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・嘉数の高台に墓が多く有り、一部は里道をつぶして建てている。</li> <li>・門中はあるが、家族墓を造っている。門中はお参りするだけ。</li> <li>・宇地泊の土地区画整理地区に墓地があり、住宅街に墓地があり問題。</li> <li>・大きい墓でも門中であれば効率的で良いと思う。</li> </ul>   |
|             | 国際学園都市地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・我如古地区は墓が多いので、集積地一帯を墓の地区にして良いのではないか。</li> <li>・シーミーの時は混むが誰もが周知しており苦情は出ない。よそ者を入れたくない。</li> <li>・戦前は飛行場の中に墓があった。戦後は基地建設のため現在の国際大学がある場所に移した。さらに、大学を造るために再度、現在の場所（志真志小学校近く墓地集積地）に移転を行った。</li> <li>・移転した時、96基の住民が賛成した。</li> <li>・10年前に車の不法投棄等の問題が多く、自治会管理の入口ゲートを閉めた。</li> <li>・最近でも墓荒らしがある。</li> <li>・無縁化している墓が4～5基残っている。以前に文化課と共に官報に掲載し撤去をしたことがある。そのこともあり無縁化している墓は問題と思っている。</li> <li>・我如古区民のお墓のほとんどは我如古公園周辺にある。</li> <li>・我如古区の墓は集約されているので、苦情が少ないのではないか。</li> </ul> |
|             | 東地区      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・墓と墓の間だが狭くアクセスしにくい。入口道路の整備が必要。</li> <li>・湧水があり排水問題がある。</li> <li>・愛知地区では住宅に接した墓は少ない。</li> <li>・駐車場の整備。全ては無理なので法事程度の対応が良い。</li> <li>・移転が必要な場合、移転先を設ける問題がある。</li> <li>・行政が墓地整備に関する方針を示し、議論する方法が望ましい。</li> <li>・住宅地に墓を造ったのではなく、墓の近くに人が寄ってきたという認識と対応が望まれる。</li> <li>・墓地周辺の整備に際しては、行政と権利者等が意見を交わし進める必要がある。</li> </ul>   |
| 新たな個人墓地について | 北地区      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・喜友名区は二男・三男のお墓は建てず、長男家の墓に入るところもあると聞いている。それだけ土地が無いということなのでは。</li> <li>・土地が無いので、兄弟墓を検討している人がいる。</li> <li>・墓地の規模についてだが、それぞれの価値観があるからそれぞれの要望を尊重する方が良いのでは。</li> <li>・既存のお墓は了承して新規についてはなんらかの規制が必要と思う。</li> </ul>  |
|             | 西地区      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一度墓を建ててしまうと、移動させたりするのは難しい。建てていけない場所等は、市民への周知、市のパトロールが必要。</li> <li>・墓地整備に対する公的な援助をすることはできないか。</li> <li>・墓地を分筆して売ったという人がいる。</li> <li>・宇地泊地区には自治会所有の墓地（土地）がある。整備の予定はない。木々が生い茂っていて整備には多額のお金がかかる。</li> </ul>  |

|             |          |   |
|-------------|----------|---|
|             | 南地区      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・嘉数の墓地に 100 坪程度のスペースはあるかもしれない。</li> <li>・墓地の立地を認める区域と、認めない区域とを設けた方が良い。</li> <li>・もっと小さい墓でも良いのではないか。</li> <li>・大謝名に違法と思われる墓地が建てられようとしている。</li> <li>・浦添から嘉数に墓を建てようとしている。</li> </ul>  |
|             | 国際学園都市地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地用地を探している人の相談を受けたことがある。</li> <li>・これからの問題は、次男、三男がどうするか。</li> <li>・小さい墓にしたいが周りのバランスを考えるとそうも言っていられないと思う。</li> <li>・一族は皆同じ墓に入れば良い。だが、沖縄の文化の問題もある。</li> </ul>  |
|             | 東地区      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内にも墓を造られる場所がある。</li> </ul>  |
| 新たな公営墓地について | 北地区      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営の墓地を造ることも考えないといけないだろう。ビル型の共同墓もあると聞いている。</li> <li>・墓地がない人はメモリアルパーク等を利用しているという話も聞いている。</li> <li>・集約化が一番。ただ、宜野湾市にそれができる場所はないのでは。駐車場とか考えると。</li> <li>・公営の墓地で永代供養できる施設があれば良い。</li> <li>・新しい考え方のお墓のあり方をお年寄りに理解させるのは困難だが、これからの世代には可能なのでは。永代供養等。</li> </ul>   |
|             | 西地区      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的な面積としては問題ないだろうが、建てられる場所がない。選定が難しそう。</li> <li>・墓地公園みたいな公園タイプがいい。</li> <li>・墓地の規模が小さくなっているので、供給量も従来に比べてまかないやすくなる。</li> <li>・嘉数の河川の近く、よう壁を兼ねた壁型墓地を造るのはどうか。</li> <li>・大山地区の場合、大山貝塚の周辺に寺等を誘致して、墓地にしてはどうか。</li> <li>・市内で出来る限り集落内に墓がほしい。</li> <li>・配列等の見て美しいと感じる、観光資源になるような墓地整備ができると良い。</li> <li>・公営墓地を設けて、公的に管理されるのが理想。</li> <li>・基地返還を待っていたらいつになるか分からない。基地以外の市域での確保を具体的に考えて頂きたい。</li> </ul> |
|             | 南地区      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園墓地を併設し、無縁墓地を整理した方が良い。</li> <li>・墓地公園を造り、災害時の避難場所にとすると良い。</li> <li>・高層団地型の墓地も検討しては。</li> </ul>   |
|             | 国際学園都市地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営の墓地公園を考えた方が良い。今のうちにフェンス沿いを確保した方が良い。</li> <li>・市で管理している墓はないのか。</li> <li>・今後、公営による墓地整備は賛成です。</li> </ul>   |
|             | 東地区      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・神山地区に新規の墓地を建てられる可能性のある場所がある。</li> <li>・墓と墓に囲まれた窪地を墓地として利用が可能では。</li> </ul>  |



## 2-6 将来墓地需要の推計

### (1) 意向調査による墓地需要世帯の割合

#### 1) 宜野湾市で墓地を必要としている割合

宜野湾市内に墓地を求めている世帯の割合は、50.2%（新たに墓地を求める430世帯の内、宜野湾市内に求める世帯は216世帯）です。その内、「公共が管理する霊園を使用したい」が45.8%で約半数の世帯が公共墓地を求めています。

表 2-6-1 墓地を求めている方（新たに墓地を求める人×墓地の形態×求める場所）

|                   | 宜野湾市内 |        | 宜野湾市外 |        | その他 |        | 無回答 |        | 合計  |        |
|-------------------|-------|--------|-------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
|                   | 件数    | 構成比    | 件数    | 構成比    | 件数  | 構成比    | 件数  | 構成比    | 件数  | 構成比    |
| 個人・家族・親族で墓地を取得したい | 101   | 46.8%  | 41    | 48.2%  | 25  | 32.5%  | 13  | 25.0%  | 180 | 41.9%  |
| 民間が管理する霊園を使用したい   | 9     | 4.2%   | 17    | 20.0%  | 10  | 13.0%  | 3   | 5.8%   | 39  | 9.1%   |
| 公共が管理する霊園を使用したい   | 99    | 45.8%  | 26    | 30.6%  | 32  | 41.6%  | 12  | 23.1%  | 169 | 39.3%  |
| その他               | 4     | 1.9%   | 1     | 1.2%   | 9   | 11.7%  | 4   | 7.7%   | 18  | 4.2%   |
| 無回答               | 3     | 1.4%   | 0     | 0.0%   | 1   | 1.3%   | 20  | 38.5%  | 24  | 5.6%   |
| 合計                | 216   | 100.0% | 85    | 100.0% | 77  | 100.0% | 52  | 100.0% | 430 | 100.0% |

#### 2) 市内に求める墓地の形式別割合

市内に求める墓地の形式については、「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が45.8%、「永代供養をしてくれる施設型共同墓」が39.8%となっています。

表 2-6-2 墓地を求めている方（新たに墓地を求める人×墓地の形式×求める場所）

|  | 宜野湾市内 |        | 宜野湾市外 |        | その他 |        | 無回答 |        | 合計  |        |
|--|-------|--------|-------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
|  | 件数    | 構成比    | 件数    | 構成比    | 件数  | 構成比    | 件数  | 構成比    | 件数  | 構成比    |
| 伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい                     | 99    | 45.8%  | 36    | 42.4%  | 25  | 32.5%  | 15  | 28.8%  | 175 | 40.7%  |
| 墓の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい | 86    | 39.8%  | 33    | 38.8%  | 26  | 33.8%  | 20  | 38.5%  | 165 | 38.4%  |
| 自然葬など新たな葬送（遺体を粉末にして海や山などに散布）を考えたい        | 20    | 9.3%   | 11    | 12.9%  | 16  | 20.8%  | 10  | 19.2%  | 57  | 13.3%  |
| その他                                      | 4     | 1.9%   | 4     | 4.7%   | 8   | 10.4%  | 1   | 1.9%   | 17  | 4.0%   |
| 無回答                                      | 7     | 3.2%   | 1     | 1.2%   | 2   | 2.6%   | 6   | 11.5%  | 16  | 3.7%   |
| 合計                                       | 216   | 100.0% | 85    | 100.0% | 77  | 100.0% | 52  | 100.0% | 430 | 100.0% |

#### 3) 墓地の所有形態別割合

墓地の所有形態では、個人・家族では「家族墓」が最も多く5割を占め、民間や公共では「施設型共同墓」が多く約4割を占めています。

表 2-6-3 所有形態別希望する墓地の種類（宜野湾市内）

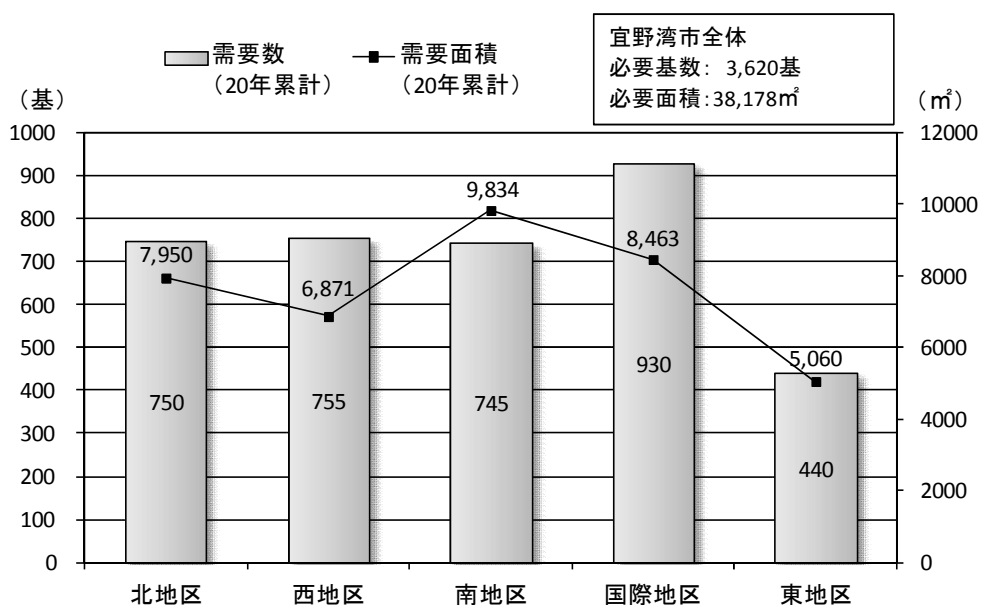
|        | 個人・家族 |        | 民間 |        | 公共  |        | その他 |        | 無回答 |        | 合計  |        |
|--------|-------|--------|----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
|        | 件数    | 構成比    | 件数 | 構成比    | 件数  | 構成比    | 件数  | 構成比    | 件数  | 構成比    | 件数  | 構成比    |
| 家族墓    | 57    | 50.9%  | 3  | 25.0%  | 34  | 28.8%  | 1   | 25.0%  | 0   | 0.0%   | 95  | 38.2%  |
| 門中墓    | 9     | 8.0%   | 0  | 0.0%   | 8   | 6.8%   | 0   | 0.0%   | 1   | 33.3%  | 18  | 7.2%   |
| 兄弟墓    | 13    | 11.6%  | 2  | 16.7%  | 7   | 5.9%   | 1   | 25.0%  | 1   | 33.3%  | 24  | 9.6%   |
| 模合墓    | 1     | 0.9%   | 0  | 0.0%   | 1   | 0.8%   | 0   | 0.0%   | 0   | 0.0%   | 2   | 0.8%   |
| 施設型共同墓 | 0     | 0.0%   | 5  | 41.7%  | 44  | 37.3%  | 1   | 25.0%  | 1   | 33.3%  | 51  | 20.5%  |
| その他    | 3     | 2.7%   | 1  | 8.3%   | 1   | 0.8%   | 0   | 0.0%   | 0   | 0.0%   | 5   | 2.0%   |
| 無回答    | 29    | 25.9%  | 1  | 8.3%   | 23  | 19.5%  | 1   | 25.0%  | 0   | 0.0%   | 54  | 21.7%  |
| 合計     | 112   | 100.0% | 12 | 100.0% | 118 | 100.0% | 4   | 100.0% | 3   | 100.0% | 249 | 100.0% |

## (2) 墓地需要数

本計画の墓地需要数は、アンケート調査による「新規発生需要量」を採用し、基数：3,620基、面積：38,178m<sup>2</sup>とします。理由は以下の通りです。

- ①市民の直接的な意向を反映したものとする。
- ②最低限の対応として、現在、墓地を所有していない人への供給を優先する必要がある。
- ③移転及び新規建設等の建替え意向者に対しては、現在所有墓の有効活用等を促し、新たな需要を極力低減する。

図 2-6-1 20年後（H44）までに必要な墓地基数及び墓地面積



需要量の推計方法については、次項に示す通りです。

### (3) 墓地需要量の推計

墓地需要量の推計は、「①簡易予測式（沖縄大学吉川博也教授の算出式）」、「②アンケート調査による新規需要量」の2パターンを求め、①と②の平均値から算出しました。墓地需要面積については、墓地需要量推計値にアンケート調査結果より新設墓地の希望面積の平均値（地区別）を乗じて求めました。推計方法と結果については以下に示す通りです。

#### ①簡易予測式(沖縄大学吉川博也教授の算出式)による需要量

- ・総人口 × 13 ÷ 10,000 = 年間墓地需要数
- ・総世帯数 × 4 ÷ 1,000 = 年間墓地需要数
- ・死亡者数 × 0.2 = 年間墓地需要数

上記3つの数値の平均を年間墓地需要数として求めます。なお、墓地需要面積については、下記の式により求めます。

- ・年間墓地需要面積 × 墓地平均面積<sup>※1</sup> = 年間墓地需要面積

※1 墓地平均面積：アンケート調査による新規墓地の希望面積の平均値を採用。（詳細は表 2-6-4 を参照）

表 2-6-4 アンケート調査結果による新規墓地の希望面積（平均値）

|                       | 北地区  | 西地区 | 南地区  | 国際学園都市地区 | 東地区  | 宜野湾市全体 |
|-----------------------|------|-----|------|----------|------|--------|
| 平均値 (m <sup>2</sup> ) | 10.6 | 9.1 | 13.2 | 9.1      | 11.5 | 10.7   |

表 2-6-5 簡易予測式による需要量の算出結果

| ①簡易予測式                   | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 人口による試算                  | 122              | 122              | 123              | 124              | 1,220         | 2,455         |
| 世帯数 //                   | 143              | 141              | 147              | 149              | 1,420         | 2,900         |
| 死亡者数 //                  | 125              | 156              | 170              | 183              | 1,405         | 3,170         |
| 年間墓地需要数                  | 130              | 140              | 146              | 153              | 1,350         | 2,845         |
| 墓地需要面積 (m <sup>2</sup> ) | 1,374            | 1,483            | 1,546            | 1,617            | 14,285        | 30,097        |

#### ②アンケート調査による新規需要量

- ・世帯数 × 世帯当たり人員<sup>※1</sup> × 墓非所有率<sup>※2</sup> × 死亡率<sup>※3</sup>
- ・年間墓地需要数 × 墓地平均面積<sup>※4</sup> = 年間墓地需要面積

※1 世帯当たり人員：「国勢調査」（平成 22 年 10 月）による世帯当たり人員 2.5 人を採用。

※2 墓非所有率：アンケート調査で「墓を持っていない」×「墓を取得する予定」と答えた者の割合 34.3%を採用。

※3 死亡率：「沖縄県人口動態総覧」（各年 12 月）より、過去 5 年間の死亡率の平均値 7‰（人口千対）を採用。

※4 墓地平均面積：アンケート調査による新規墓地の希望面積の平均値を採用。（詳細は表 2-6-4 を参照）

表 2-6-6 アンケート調査による新規需要量の算出結果

| ②アンケート調査による<br>新規発生需要量 | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 年間墓地需要数                | 213              | 214              | 218              | 224              | 2,135         | 4,345         |
| 墓地需要面積 (㎡)             | 2,241            | 2,257            | 2,297            | 2,356            | 22,477        | 45,736        |

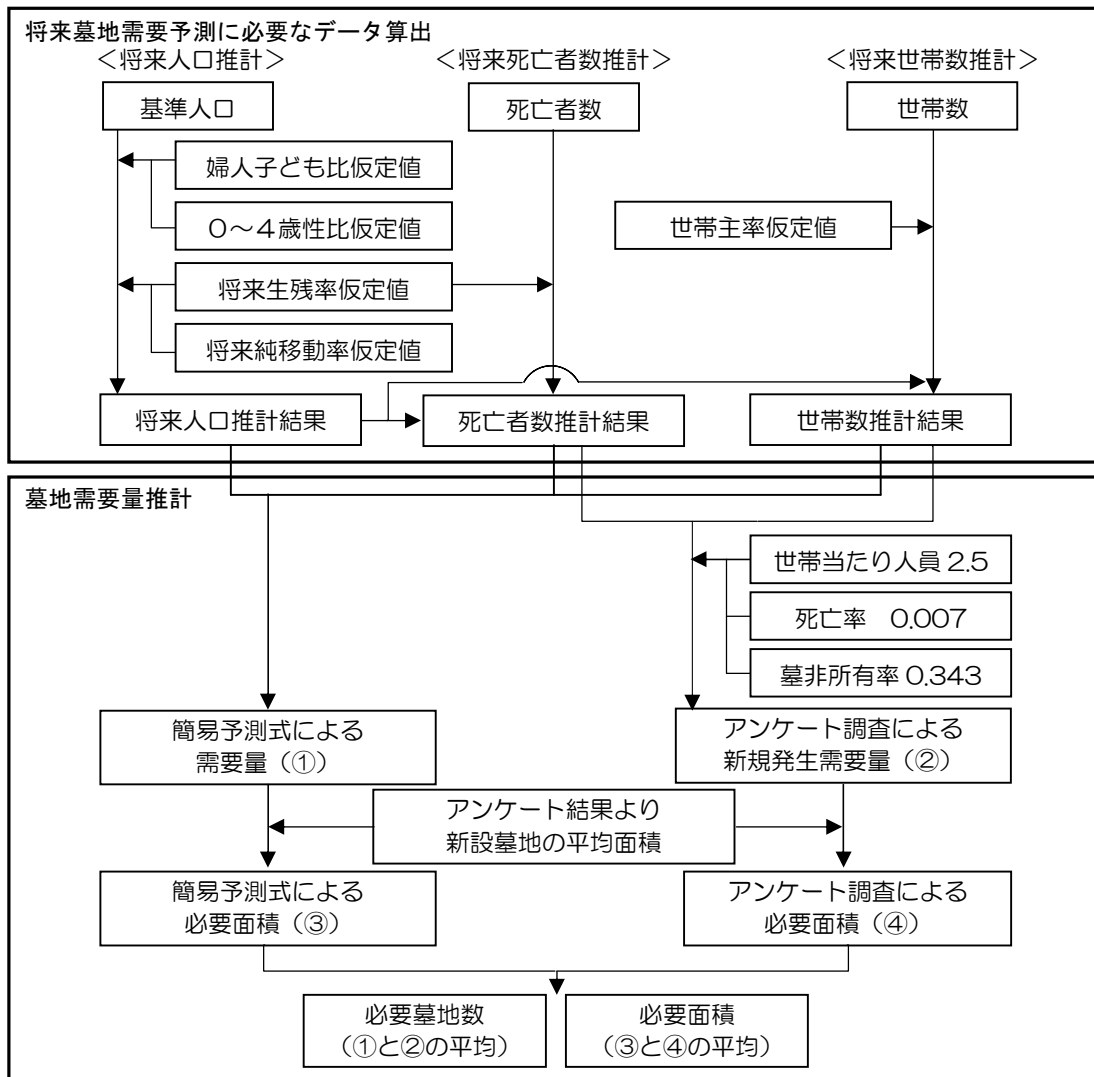
③①と②の平均値による新規需要量

表 2-6-7 新規需要量の算出結果

| ③ ①と②の平均値  | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 年間墓地需要数    | 173              | 178              | 183              | 190              | 1,755         | 3,620         |
| 墓地需要面積 (㎡) | 1,824            | 1,880            | 1,932            | 2,003            | 18,511        | 38,178        |

【参考】墓地需要の求め方

1. 将来墓地需要予測の流れ



2. 個別項目の考え方

(1) 将来人口推計

将来人口推計は、コーホート要因法によって算出した。0～4歳人口は、婦人子ども比を採用することで、年によって変化する合計特殊出生率の影響を受けないようにした。5歳以上の人口については、基準人口に（生残率＋純移動率）を乗じることで算出した。

基準人口は、平成22年国勢調査における町丁・字別毎の年齢（5歳階級）男女別人口を集計した。尚、年齢不詳者については全人口に対する年齢別割合により按分した。

(2) 婦人子ども比仮定値と0～4歳性比仮定値

将来の0～4歳人口の推計に当たり、市区町村の出生データは年により大きく変動することから、婦人（15～49歳の女性）人口当たりの子どもの割合である婦人子ども比仮定値を使用した。婦人子ども比で求められた0～4歳人口を男女別に振り分けるために、将来の0～4歳性比の仮定値を使用した。数値は国立社会保障・人口問題研究所の平成20年人口推計結果における仮定値を採用した。

(3) 生残率仮定値と純移動率仮定値

コーホート要因法により将来人口推計を行うに当たり、国立社会保障・人口問題研究所の平成20年人口推計結果における将来の生残率仮定値と純移動率仮定値を採用した。

(4) 将来死者数推計

死者数は、推計した年齢（5歳階級）男女別人口に年齢（5歳階級）男女別死亡率（1－生残率）を乗じることにより算出した。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果における将来生残率は5年を一括りとした生残率であるため5年分の死者数が算出される。そのため、推計した死者数を5で除することにより、年平均値を求めた。

(5) 将来世帯数推計

将来世帯数は、基準人口に将来世帯主率を乗じることにより算出した。将来世帯主率は、国立社会保障・人口問題研究所の世帯数推計結果（平成21年12月）における世帯主の男女・年齢5歳階級別世帯主率を採用した。

3. 人口・世帯等の推計結果

宜野湾市全体

|      | 実績値            | 推計値            |                |                |                |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|      | H22年<br>(2010) | H25年<br>(2013) | H30年<br>(2018) | H35年<br>(2023) | H40年<br>(2028) |
| 人口   | 91,928         | 92,875         | 94,116         | 94,739         | 94,836         |
| 世帯数  | 36,361         | 35,320         | 35,357         | 36,399         | 37,228         |
| 死亡者数 | 473            | 626            | 781            | 848            | 917            |

4. 地区別の推計結果

北地区

| ①簡易予測式     | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 人口による試算    | 25               | 25               | 25               | 25               | 250           | 500           |
| 世帯数 "      | 29               | 29               | 30               | 30               | 290           | 590           |
| 死亡者数 "     | 29               | 37               | 39               | 40               | 330           | 725           |
| 年間墓地需要数    | 28               | 30               | 31               | 32               | 290           | 605           |
| 墓地需要面積 (㎡) | 297              | 318              | 329              | 339              | 3,074         | 6,413         |

| ②アンケート調査による<br>新規発生需要量 | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 年間墓地需要数                | 43               | 44               | 44               | 45               | 435           | 880           |
| 墓地需要面積 (㎡)             | 456              | 466              | 466              | 477              | 4,611         | 9,328         |

| ③ ①と②の平均値  | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 年間墓地需要数    | 36               | 37               | 38               | 39               | 365           | 750           |
| 墓地需要面積 (㎡) | 382              | 392              | 403              | 413              | 3,869         | 7,950         |

西地区

| ①簡易予測式     | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 人口による試算    | 26               | 26               | 26               | 27               | 260           | 525           |
| 世帯数 "      | 30               | 30               | 31               | 32               | 300           | 615           |
| 死亡者数 "     | 25               | 30               | 33               | 36               | 275           | 620           |
| 年間墓地需要数    | 27               | 29               | 30               | 32               | 280           | 590           |
| 墓地需要面積 (㎡) | 246              | 264              | 273              | 291              | 2,548         | 5,369         |

| ②アンケート調査による<br>新規発生需要量 | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 年間墓地需要数                | 45               | 45               | 46               | 48               | 450           | 920           |
| 墓地需要面積 (㎡)             | 410              | 410              | 419              | 437              | 4,095         | 8,372         |

| ③ ①と②の平均値  | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 年間墓地需要数    | 36               | 37               | 38               | 40               | 365           | 755           |
| 墓地需要面積 (㎡) | 328              | 337              | 346              | 364              | 3,322         | 6,871         |

南地区

| ①簡易予測式     | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 人口による試算    | 25               | 25               | 25               | 25               | 250           | 500           |
| 世帯数 "      | 29               | 29               | 30               | 30               | 290           | 590           |
| 死亡者数 "     | 27               | 35               | 38               | 41               | 310           | 705           |
| 年間墓地需要数    | 27               | 30               | 31               | 32               | 285           | 600           |
| 墓地需要面積 (㎡) | 356              | 396              | 409              | 422              | 3,762         | 7,920         |

| ②アンケート調査による<br>新規発生需要量 | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 年間墓地需要数                | 43               | 44               | 45               | 45               | 435           | 885           |
| 墓地需要面積 (㎡)             | 568              | 581              | 594              | 594              | 5,742         | 11,682        |

| ③ ①と②の平均値  | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 年間墓地需要数    | 35               | 37               | 38               | 39               | 360           | 745           |
| 墓地需要面積 (㎡) | 462              | 488              | 502              | 515              | 4,752         | 9,834         |

国際学園都市地区

| ①簡易予測式     | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 人口による試算    | 31               | 31               | 32               | 32               | 310           | 630           |
| 世帯数 "      | 38               | 36               | 38               | 39               | 370           | 755           |
| 死亡者数 "     | 28               | 34               | 38               | 42               | 310           | 710           |
| 年間墓地需要数    | 32               | 34               | 36               | 38               | 330           | 700           |
| 墓地需要面積 (㎡) | 291              | 309              | 328              | 346              | 3,003         | 6,370         |

| ②アンケート調査による<br>新規発生需要量 | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 年間墓地需要数                | 57               | 55               | 57               | 59               | 560           | 1,140         |
| 墓地需要面積 (㎡)             | 519              | 501              | 519              | 537              | 5,096         | 10,374        |

| ③ ①と②の平均値  | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 年間墓地需要数    | 45               | 45               | 47               | 49               | 450           | 930           |
| 墓地需要面積 (㎡) | 410              | 410              | 428              | 446              | 4,095         | 8,463         |

## 東地区

| ①簡易予測式                   | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 人口による試算                  | 15               | 15               | 15               | 15               | 150           | 300           |
| 世帯数 "                    | 17               | 17               | 18               | 18               | 170           | 350           |
| 死亡者数 "                   | 16               | 20               | 22               | 24               | 180           | 410           |
| 年間墓地需要数                  | 16               | 17               | 18               | 19               | 165           | 350           |
| 墓地需要面積 (m <sup>2</sup> ) | 184              | 196              | 207              | 219              | 1,898         | 4,025         |

| ②アンケート調査による<br>新規発生需要量   | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 年間墓地需要数                  | 25               | 26               | 26               | 27               | 255           | 520           |
| 墓地需要面積 (m <sup>2</sup> ) | 288              | 299              | 299              | 311              | 2,933         | 5,980         |

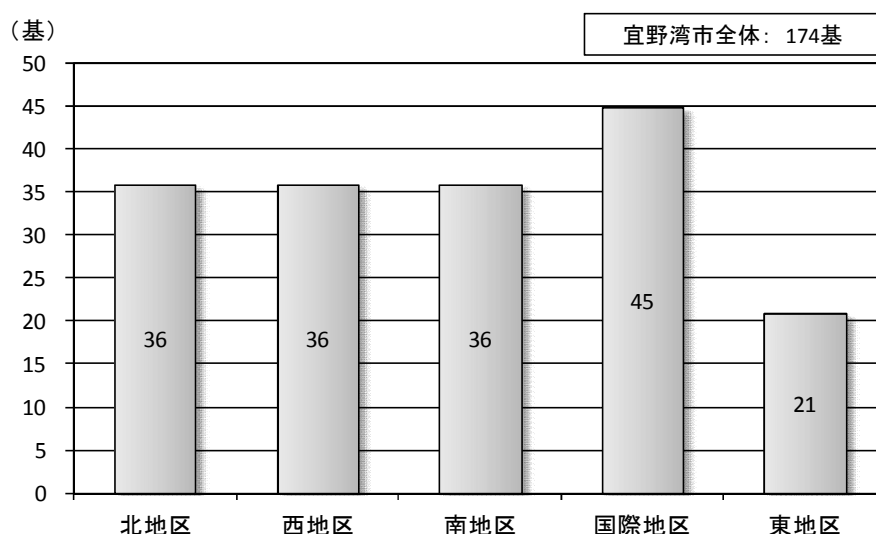
| ③ ①と②の平均値                | H25～29年<br>(年平均) | H30～34年<br>(年平均) | H35～39年<br>(年平均) | H40～44年<br>(年平均) | H34年<br>10年累計 | H44年<br>20年累計 |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 年間墓地需要数                  | 21               | 22               | 22               | 23               | 215           | 440           |
| 墓地需要面積 (m <sup>2</sup> ) | 242              | 253              | 253              | 265              | 2,473         | 5,060         |

#### (4)無縁墓地の推計

墓地需要予測で求めた墓地需要数に、「平成 21 年度宜野湾市墓地実態調査」による無縁墓地の出現率 4.8%（市全体墓地基数 3,529 基に対する「何年も管理が行われていない」の墓地基数 171 基の割合）を乗じた数を将来無縁墓地数としました。

その結果、20 年後（平成 44 年）までに市全体で 174 基の無縁墓地が出現する可能性があります。これらが無縁墓地として合祀墓地へ改葬<sup>※1</sup>することで、無縁墓地が存在していた場所に新築の墓を建てることができると考えられます。

図 2-6-2 20 年後（H44）までに出現する無縁墓地数



#### 【参考】※1 無縁墓地の改葬の手順

厚生労働省「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」3条による無縁墓地の改葬手順は以下の通りです。

1. 死亡者の本籍・氏名ならびに墓地使用者・死亡者の縁故者・無縁墳墓に関する権利を有する者に対し、1年以内に申し出るべき旨を官報に掲載する。
2. 1. と同じ内容の書かれた立て札を墓の見やすいところに一年間設置する。
3. 1. 及び2. を行って、名乗り出る者がいなければ、必要書類（官報の写しと立て札の写真・墓地の写真・その他）を市町村長に提出する。

以上の手続きを行って「無縁墳墓」と認定された場合、墓地管理者側で改葬することができます。



## 2-7 墓地施策に係る計画課題

### (1) 現況調査による課題の抽出

#### 1) 市域の概況から見た墓地の課題

本市は、高温多湿な亜熱帯海洋性気候帯に属しており、植物が繁茂しやすい環境です。そのため、既存墓地の所有者に対して墓の適正管理や良好な環境維持を促す働きかけが必要です。

人口・世帯共に増加傾向にあり、特に高齢世帯の増加、死亡者数の増加が見られ、新規墓地の需要が高まると考えられます。また、核家族化の進行に伴い、墓の管理者や後継者がいないなど、無縁墓地の発生が予測されます。無縁墓地にならないよう、普段から啓発や管理・監視を行い、既に無縁化しているものには適切な措置を講じるためのルールが必要です。

無許可墓地及び違法な土地に造られた墓地等は、生活環境や景観の悪化、土地利用に支障をきたす可能性があります。自動車のすれ違いができない狭あい道路（一般に4m未満の道路）の近くに墓地が集積している箇所もあり、清明祭等で交通渋滞を引き起こす原因となります。住環境に支障をきたしている場合、墓の緑化や墓の移設等、良好な墓地環境の維持が必要です。また、これ以上違法墓地を増やさないためにも監視体制を強化し、罰則を設けるなど検討が必要です。

現況の土地利用は、大半が宅地と軍用地で占められており飽和状態であるため、今後の墓地用地の確保が難しい状況にあります。効率的な土地利用を図り、墓地需要に対応した供給量の確保が必要です。

#### 市域の概況から見た墓地の課題

- 既存墓地の適正管理、墓の緑化等の良好な環境の維持が必要。
- 新たな墓地需要に対応した供給量の確保が必要。
- 無縁墓地の発生を防ぐため、適正管理の啓発や監視等の対策が必要。
- 無許可墓地の散在を防ぐための監視体制の強化や罰則の検討が必要。

## 2)墓地実態調査から見た墓地の課題

墓地実態調査では、3,529基の墓地が確認されています。多くの墓が字単位で集積していますが、大謝名や嘉数等では墓が散在し、宅地と墓地の混在が見られ、計画的な土地利用に支障をきたす要因となっています。新規墓地の立地については、法規制や住環境に配慮して選定する必要があります。個人墓地については、個人墓地禁止区域と墓地区域を明示し、判断が明確となる情報提供が必要です。墓地経営許可申請制度の啓発が必要です。

管理されていない無縁化していると考えられる墓が約5%あり、空き墓や無縁墓地等の適切な措置と有効活用を積極的に進める必要があります。

家型墓が7割を占め、新規墳墓も家型墓が主流になると考えられます。

### 墓地実態調査から見た墓地の課題

- 宅地と墓地の混在箇所は墓の緑化や墓の移設等、住環境へ配慮した良好な墓地環境の維持が必要。
- 新規墓地の立地については、法規制や住環境に配慮した立地規制の設定が必要。
- 無縁墓地や空き墓の管理、有効活用等の対策が必要。

## 3)墓地に係る上位・関連計画から見た墓地の課題

墓地基本計画に関係する上位・関連計画は、「沖縄県墓地公園整備基本指針」、「第三次宜野湾市総合計画」、「宜野湾市都市計画マスタープラン」、「宜野湾市緑の基本計画」等が挙げられます。本計画は、これらの上位・関連計画との整合性を図る必要があります。

個人墓地の規制について、「沖縄県墓地公園整備基本指針」では、新たな墓について、公営墓地の整備を促進し、既存の墓地地域周辺での建設が望ましく、山間へき地等で公営墓地が利用できないという場合を除いて許可を行わない方針を示しています。また、無許可の個人墓地については、条例化による県及び市町村の連携のもと、違反者への勧告、氏名公表等の実効性ある適切な行政指導を可能にしていくことが必要であると述べられています。

「第三次宜野湾市総合計画」では、墓地設置についての理解促進、市街地整備等における墓地の集約化、墓園(都市計画墓園)、土地集約型墓地整備の検討を行うこととしています。

「宜野湾市都市計画マスタープラン」では、快適な生活環境の構築のため、土地集約型の墓地の形成を検討し、普天間飛行場の跡地利用を見据えて、新たな市街地の形成に対応した墓地公園の確保を検討することとしています。

「宜野湾市緑の基本計画」では、普天間飛行場の跡地利用を見据えて小規模な墓地を集約化し、墓地の緑化を推進することとしています。

### 上位・関連計画から見た墓地の課題

- 墓地の集約化、墓園、公営墓地の整備検討が必要。
- 条例化による違反者への勧告・公表など、適切な行政指導を可能にすることが必要。
- 普天間飛行場の跡地利用を見据えた墓地公園の確保の検討が必要。
- 墓地の緑化の推進が必要。

#### 4)土地利用規制状況から見た墓地の課題

本市における墓地の設置に関わる土地の法規制については、「農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）※該当箇所無し」、「地域森林計画の対象民有林（森林法）」、「保安林（森林法）※該当箇所無し」、「地すべり防止区域（地すべり等防止法）※該当箇所無し」、「急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）」、「市街化区域・用途地域（都市計画法）」、「市街化調整区域（都市計画法）」が対象として挙げられます。

法令によっては開発が規制されており、都市計画法等の場合、一定規模以上の開発を行う場合は県知事の許可が必要となっています。また、急傾斜崩壊危険区域等の個別法では墓地の立地は規制されています。

このような法令に基づく適正な土地利用の推進を図ると共に、今後の無許可墓地の立地を防止するためにも対策や監視等を講じる必要があります。

##### 土地利用規制状況から見た墓地の課題

- 新規墓地の許可申請制度の周知徹底が必要。
- 無許可墓地の監視・行政指導体制の整備が必要。

#### 5)市民意向調査から見た墓地の課題

##### ①墓地取得の意向

新規墓地の取得意向は、「5年以内に取得する」（4.6%）、「5～10年以内に取得する」（1.6%）、「時期は決まっていないが取得を検討している」（16.8%）と、2割強が取得する意向です。どのような土地にお墓を希望するかについて、「個人・家族・親族で墓地を取得したい」が4割、「公共が管理する霊園を使用したい」が4割で、公営墓地の需要が高くなっていることがうかがえます。

墓地の形態について（複数回答）、「家族墓」が54.1%、「施設型共同墓」が15.5%となっており、家族墓が最も多く支持されています。墓地の規模については、「1坪未満」が26.0%、「1坪～3坪」が24.9%、「3坪～6坪」が17.7%で、6坪以下が約7割を占めており、比較的小規模な墓地を希望されていることがうかがえます。

##### 墓地取得の意向から見た課題

- 個人墓地に代わる公営墓地の整備検討が必要。
- 家族墓の他に、小規模な施設型共同墓等の新たな形式について検討が必要。
- 墓地の規模は、6坪以下を求める需要者が多い。

## ②今後の墓地のあり方

墓地の今後のあり方については、「新たに作られる墓地は決められた場所に集約すべき」が5割を占め、「既存の墓地でも場合によっては移転し集約すべき」の3割と合わせて約8割が墓地の集約を希望しています。

宜野湾市内で墓地を集約する場所については、「基地返還後の跡地」が最も多く32.8%、「住宅地から離れている場所」が29.9%、「既存の墓地が集積する地区」が27.2%となっています。

墓地の規制・誘導の方向として市民の意向を踏まえると、基地返還後の跡地に集約することが求められていますが、現段階では返還時期等が定まっているわけではなく、具体的な方向づけが難しい状況です。そのため、新たな墓地の設置については、市域全体で新たな墓地用地の可能性を検討すると共に、地区単位での既存墓地の集積地やその周辺域等の利用を視野に入れた集約化が望ましいと考えられます。

### 今後の墓地のあり方の意向から見た課題

- 墓地の散在を防ぐため、墓地の規制・誘導が必要。
- 集約化の場所と規模は、基地返還後の跡地が最も需要が高い。
- 既存の墓地が集積する地区ごとを対象とした地区レベルでの集約化が必要。

## ③墓地や葬送のあり方

墓地や葬送のあり方については、「伝統的な沖縄の葬送を継承したい」が42.1%、「永代供養をしてくれる施設型共同墓を利用したい」が36.6%、「自然葬など新たな葬送を考えたい」が12.8%となっています。

伝統的な沖縄の葬送を継承したい人が最も多い結果であるものの、施設型共同墓や自然葬等の、多種多様な葬送への関心が高いことがうかがえます。

### 墓地や葬送のあり方の意向から見た課題

- 沖縄の伝統的な様式を継承しつつ、新たな墓地形態ニーズへの対応も必要。

#### ④市内の墓地に対する意見

市内の墓地については、「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が43.9%と最も多く、「生活環境や衛生・防犯などの面で良くない」が34.2%などとなっています。

市内の墓地について、特に問題を感じない人が多く占めているものの、衛生・防犯等の面から問題であると感じている人もおり、墓地の清掃や適正管理の促進、墓地緑化等による良好な環境づくりが必要です。

##### 市内の墓地に対する意向から見た課題

○既存墓地は、適正管理を促進し、清掃や緑化等による良好な環境づくりが必要。

#### 6)将来墓地需要の推計から見た墓地の課題

本市は、平成44年までに3,620基、38,178m<sup>2</sup>の墓地需要があると推計されます。

新たに墓地を求める人の内、公営墓地を希望する人は39.3%であり、公営墓地の整備が急務となっています。

また、無縁墓地は174基発生すると推計され、無縁墓地の移転・改葬等の利活用できる方策を検討し、有効な土地利用を図る必要があります。

##### 将来墓地需要の推計から見た課題

○平成44年までに3,620基、38,178 m<sup>2</sup>の墓地が必要。

○公営墓地の整備が必要。

○無縁墓地の移転・改葬等による土地の有効活用が必要。

---

## (2)計画課題の整理

現況調査結果による課題を踏まえ、導き出された計画課題を以下に示します。

### 1)墓地の適正管理

- 墓地は各所に散在しており、宅地と墓地の混在が見られる所もあります。市民意向調査によると、生活環境、衛生・防犯の面で良くないと感じている人が3割見られ、既存墓地の適正管理を推進し良好な環境を維持する必要があります。
- 市内の墓地には、管理されていない無縁化している可能性の高い墓地が約5%あります。さらに、少子高齢化や核家族化の進行により墓地を管理する継承者がいなくなることで無縁墓地の増加が考えられます。沖縄では、個人所有の土地による墓地の立地が多いことから、無縁墓地が生じた場合に改葬等がしづらいことを踏まえ、無縁墓地にならないよう、普段から啓発や管理・監視を行い、既に無縁化しているものには適切な措置を講じるためのルールが必要です。
- 市内において無許可で墓地が造られている事例が見られ、様々な問題を発生・深刻化させることにもなり得ます。無許可墓地については、墓地台帳の整備による墓地管理の徹底、地域による監視体制の構築、市民及び墓地業者への墓地理葬法の周知徹底、勧告・公表等の罰則の強化や撤去対策の検討等を進め、無許可墓地の解消と新たな発生防止対策を講じる必要があります。
- 本市には、洞窟墓、掘込墓等の古墓が約168基分布しています。これらの墓は、古墓群を形成するなど、文化的な価値が高い可能性があります。そのため、調査を進めながらその保全方法を検討し、文化財としての次代への継承が必要です。また、亀甲墓や破風墓等は、地域固有の風土景観を創り出しており、貴重な景観資源となっています。これらの墓は、門中墓がほとんどであることから、管理や継承も良好であり、保全すべき墓と位置付けられます。

### 2)墓地需要への対応

- 本市では平成44年までに3,620基(約3.8ha)の墓地が必要になると推計されます。公共が管理する墓園・墓地の利用意向が高い傾向にあり、公営墓地による供給体制を整える必要があります。
- 既存の公営墓地は野嵩霊園がありますが、区画数は全て利用されている状態であり、市内の墓地需要に対応しきれない状態です。宗教法人や公益法人等の民間による墓地供給体制も視野に入れつつ、公営墓地、民間墓地による墓地供給でも対応できない分については、個人墓地での対応が必要です。
- 墳墓の形式のあり方は、沖縄の伝統を継承する意向は42.1%と高いですが、施設型共同墓等の新しい形式での希望も36.6%あります。多様化する市民の価値観に対応できる墓地供給の形を検討していく必要があります。

### 3)適正な墓地立地の規制と誘導

- 墓地分布状況は、市街地や集落に集積しているものが見られます。個人墓地を広く認めると、無秩序な散在化を招き、地域の生活環境への悪影響だけでなく、道路整備や区画整理事業、公共施設の整備等の土地利用に支障をきたす可能性があります。市民の意向では8割の人が規制・誘導の意向を示しており、市の上位・関連計画との整合を図りながら、規制・誘導の基準となる個人墓地禁止区域の設定が必要です。
- 新規墓地の立地については、法令の周知徹底を図ると共に、監視体制の強化が必要です。

### 4)計画的な墓地施策の展開

- 前述の適正管理、墓地立地の規制・誘導を推進していくためには、基準となるルール設定が必要です。実効力のある墓地行政を担保するため、宜野湾市の墓地の実情に合わせた条例の制定が必要です。
- また、本市では平成24年4月より県から墓地の経営許可事務の権限移譲を受けたことから、墓地情報の管理や、経営許可申請の受付を行うに当たって、より効率的に運用するための墓地台帳システムの構築が必要です。